

平成28年8月26日（金）

於・三田共用会議所 講堂

太平洋クロマグロの
資源・養殖管理に関する全国会議
議事速記録

第7回太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議
議 事 次 第

日時：平成28年8月26日（金）

13：30～16：32

場所：三田共用会議所 講堂

1 開会

2 主催者あいさつ

3 議事

(1) 説明

○ 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について

- ・太平洋クロマグロを巡る国際情勢について（水産庁及び水産研究・教育機構）
- ・本年のWCPFC北小委員会における太平洋クロマグロを巡る議論について

（水産庁）

- ・国内の管理の方向性について

（水産庁）

（休憩）

(2) 意見交換

4 閉会

午後1時30分 開会

(司会：加藤資源管理推進室長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議を開催いたします。

私は、本日の議事進行をいたします水産庁管理課資源管理推進室長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日はお忙しい中、多数お集まりいただき感謝を申し上げます。

本日は、多くの方にお越しいただいておりますので、会場も大変混み合っております。もし会議中にご気分が悪くなられた方は、どうかご遠慮なく移動していただき廊下などでご休憩ください。このほか何かお困りのことがございましたら、ご遠慮なく事務局が周りに待機しておりますので、お声をおかけください。

それでは、まずお手元の資料の確認をいたします。

つづりが3つございまして、まず議事次第で始まるつづりで、めくっていただきますと、配付資料一覧、出席者名簿、それから座席表がございます。それからもう一つのつづりでございますけれども、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性というもの。そして、もう一つが参考資料、以上でございます。何か不備等がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、まず主催者側の出席者を紹介させていただきます。

正面中央から、水産庁から水産庁長官の佐藤でございます。

農林水産省顧問の宮原でございます。

右側にまいりまして、資源管理部長の浅川でございます。

審議官の太田でございます。

管理課長の藤田でございます。

隣、漁業調整課長の黒萩でございます。

逆サイド、国際課長の黒川でございます。

栽培養殖課長の伊佐でございます。

また、国立研究開発法人水産研究・教育機構の和田理事でございます。

同じく国際水産資源研究所の中野所長でございます。

それでは、開会に当たりまして、佐藤水産庁長官からご挨拶を申し上げます。

(佐藤水産庁長官) 本日は大変暑い中、全国からお集まりいただきまして、まことにあ

りがとうございます。会議の開催に当たりまして、主催者を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

本日ご出席の皆様方におかれましては、平素より我が国水産行政の推進に当たりまして、並々ならぬ理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、この昨年1月から我が国におきましては、WCPFCの決定に基づきまして、太平洋クロマグロの年間漁獲量の管理を開始したところであります。

今年の6月に第1次管理期間が終了したわけでございますが、その中で特に平成27年は北日本で漁獲が集中しまして、定置網を中心に漁獲枠を超えるブロックが発生したところでございますが、本日お集まりの関係者の大変なご努力によりまして、国全体では暦年で見ただけでございますが、小型魚につきましては、4,007 tに対しまして2,479 t、大型魚につきましては4,882 tに対しまして3,680 tの実績となったところでございまして、漁獲上限内に管理することができたところでございます。

これまでの関係者の皆様方にご努力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

こうした経験を踏まえまして、本年7月からの第2管理期間におきましては、これまでのブロック管理と並行しながら定置網に特化した全国規模の共同管理枠を設けまして、参加希望の17道府県とともに新たな取組みをスタートしたところでございます。

また、この漁獲可能量制度の導入を念頭に置きながら、新たに国といたしましては基本計画を策定いたしまして、また、都道府県のほうにおきましても県ごとの管理計画と、こういったものを作成していただいた上で、これらの計画に基づきまして漁期や、あるいは漁獲状況に対応した管理も試験的に実施しているところであります。引き続き、漁獲上限遵守へのご理解とご協力につきまして、お願いする次第でございます。

さて、この国際情勢を見てみますと、本年4月に公表されました北太平洋まぐろ類国際科学小委員会によります資源評価におきまして、平成26年の親魚の資源量につきましては回復の傾向が見られるものの、やはり依然として歴史的最低水準付近にあるというふうにされておきまして、これを踏まえまして、来週から福岡で開催されますWCPFC北小委員会で、保存管理措置がレビューされる予定となっておりますところでございます。

詳しくは、この後、担当審議官より説明させますが、特にこの加入量の著しい低下が発生した場合におけます緊急的に発動する措置としての緊急ルールの議論が優先される見込

みとなっているところでございます。

いずれにいたしましても、我が国としては、我が国漁業者に対する影響を少なくしつつも、責任ある漁業国として積極的に対応していかねばならないと考えているところでございます。

そのためには、まずは皆様に国際的な情勢を正確にお知らせするとともに、活発な議論を通じまして、英知を結集してしっかり対応していくことが必要と、このように考えているところでございます。

本日は限られた時間ではありますが、本会議がそのような場となりまして、実り多きものとなるよう皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが私のご挨拶とさせていただきます。

今日はよろしく願いいたします。

(司会) それでは、本日の進め方ですが、まずは宮原農林水産省顧問、中野所長より太平洋クロマグロを巡る国際情勢について、太田審議官より、本年のWCPFC北小委員会における太平洋クロマグロを巡る議論について、それから藤田管理課長より、国内の管理の方向性についてご説明をさせていただき、その後、一旦休憩を挟みまして、説明に関する質疑応答も含めました全体討論ということで意見交換のほうを行いたいと存じます。

また、本日の会議の議事録につきましては、後日、水産庁のホームページ上に掲載をさせていただくこととしております。あらかじめご承知おきください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は、水産庁及び水産研究・教育機構の説明までとさせていただきます。私から合図があった段階でカメラ撮影を終了していただくようお願いいたします。カメラ撮影に当たりましては、極力カメラを固定してご対応いただけますよう、お願いいたします。

それでは、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性についてのⅠの太平洋クロマグロを巡る国際情勢につきまして、宮原顧問、中野所長からご説明をさせていただきます。

(宮原農林水産省顧問) こんにちは。今年もまた暑い夏に全国会議ということでよろしく申し上げます。

例年、資源状況のお話をしてまいりました。今年は資源評価があったという年でもございますので、私とその資源評価の仕事の責任者でありました中野のほうから、資源の状態

についてもお話をしたいと思います。

(I-1の説明) これは今まで何度も見てきた図でございますが、クロマグロの基本的な生態の話です。産卵場が大東島近辺、それから日本海の中、2つにあるということでございます。それぞれ産卵期については、南のほうが早く産卵が始まり、夏場になりますと日本海での産卵になるということになります。

生まれたクロマグロにつきましては、1歳、2歳に近辺まで日本の周りにとどまっておりますけれども、1歳の終わりから2歳になるころに、もう太平洋を一部渡るものが出てまいりまして、メキシコ沿岸、バハ・カリフォルニアのほうへ渡っていくと。こちらで3歳ぐらいになり、また戻ってくるものが出てまいります。

後からご説明しますけれども、今年の特異的な現象としては、この小さい魚がここから戻ってくるというのではなくて、かなりここにとどまっている魚がいるというのが、どうもわかってまいりました。メキシコの蓄養業者のまき網では、今年50キロから90キロという中型の魚がかなり多く獲れるという状況が初めて起こりました。そういう意味では、産卵しない中型魚というのがここにいるんだということが明らかになってまいりまして、これは多分、昨年から小さいのを獲るのを控えたことによって、生き残ったものがこちらに渡り、ここにとどまったのではないかと思います。そういう既に管理の効果が出てきているということでございます。

(I-2の説明) これは新しい成長曲線で、去年まではこの30キロで3歳で成熟、卵を産むのが始まって、5歳で100%産むようになるんですよというお話をしましたが、若干キロ数が変わってきます。前の成長曲線が90キロという数字が出ていましたが、今回では85キロで5歳というのが目安になっております。若干の違いが出てきたということでございまして、これは余り考えなくていいと思います。

(I-3の説明) さて、そこで、これがもう一回おさらいの話ですけれども、国別に見て太平洋クロマグロが誰に獲られているのかというのを見ますと、一貫して黄色い日本が獲っていると。高いときには100%近く日本が獲っていたときもあれば、今でも大体8割ぐらい日本が獲っているような状況でございますが、ほかの国々の中では、アメリカのまき網がかつてあったのがなくなり、今では緑のメキシコがまき網で獲り、それを蓄養すると

いう形態が中心になり、最近韓国のまき網も結構獲るようになってきているということがわかると思います。

漁法のほうですけれども、これも一貫したパターンというのがございまして、まき網は、国別では日本が中心でしたが、漁法別に見ると、もう圧倒的にまき網が獲っているという魚です。

かつて、かなりはえ縄も獲っていましたが、今はもうはえ縄はかなり小さくなってしまっています。その分、最近では緑色の定置網というところが結構出てきているということがございます。

(I-4の説明) これがいつも皆さんに見ていただいている大変重要な図なんですけれども、さて、では何歳の魚を獲っているのかといいますと、このゼロ、1、2、赤いところまで入れちゃうと、もうほとんど小さいうちに獲っているというのがわかります。それから、次の図との関係も出てくるんですけれども、どうもこの0歳魚を獲るのが90年代の半ばぐらいでぐんと増えてきているということがわかります。

これは後から出てまいりますけれども、いわゆるメジを対象とした操業、それを見つける高性能ソナーなんかの導入によって、小さいのがまた格段に獲られるようになったという状態がございます。

こういう中で、今実際に2005年から2014年の平均ではどうなっていたかといいますと、これは尾数ですので、トン数ではないので気をつけていただきたいんですが、尾数で見ると、もうあらかた子供だと。先ほど3歳から産卵が始まると言いましたが、もう4歳以上の卵を産み出す魚というのは、もう本当にわずかししか獲ってなくて、みんな小さいうちに獲ってしまうということです。

0歳については、主としてひき縄、養殖原魚に向けられますひき縄、それからまき網が一部獲っていますが、最近では1歳についても同じようにまき網、ひき縄、韓国はまき網なんですけれども、ここはちょっと食用と書いてありますが、最近ではまき網も養殖用に回すようになってきまして、食用というよりは、少なくとも日本のまき網については、養殖原魚の提供のほうに主力が移っています。それから、2歳になりますとメキシコに行くと獲られると。3歳もメキシコ。それから、一部、日本海に帰ってきたところで、日本海のまき網が獲るということがございます。

ここから上は大きい魚はご存じのように、釣り、漁具で獲られているということが主体

でございますが、後でご説明しますが、最近は特にまき網でも大型魚が獲れるようになってきています。

(I-5の説明) 今の話をもう一回違う図でご説明しますと、ごらんのように、現状ではこういう、各漁業別の資源に与えている漁獲圧力の度合いですけれども、東部太平洋が14%、我々の特に日本の沿岸のひき縄等々、定置等々の沿岸漁業が32、それに大型魚を対象としましたまき網が5、そのほかの小さい魚を獲るまき網というのが47%あります。これを歴史的に見ますと、先ほどもお見せしましたが、90年代半ばに漁法の発達により、まき網で小さいのが獲れるようになったというのが非常に如実に出てきています。

今は、後から太田審議官のほうからも説明があると思いますが、アメリカから、あるいはメキシコも若干それには同調しようとしていますけれども、アメリカから言われているのは、この時代に戻せと。要は東部太平洋が75%ぐらい、7割とかそういう漁獲圧力にして、こちら側は大きく増やした小さいのを取り出す分は全部なくして、この時代まで戻せということをお願いしてきています。こういうことについては、後からどういう交渉になるのかというお話は、太田さんのほうからあるかもしれません。次へ行きます。

(I-6の説明) これが今年の獲れぐあいでは皆さんも見ておわかりのとおり、見ておられると思いますが、これは水産庁のホームページに出ているものでございますけれども、30キロ未満の小型魚については、九州南部といたしますか、昨年の年末ぐらいはかなりいいところが獲れたんですけれども、今年になってからはスピードがおさまっています。

ただ、これは6月までですので、これからまた獲れることになるかとも思いますが、注目していただきたいのは、ここです。大臣管理型のもので、6月ぐらいに太平洋岸、あるいは日本海でかなり大型のものがまき網で獲られる状態が出てまいりました。これは同時に、大型魚の中には定置でも大型魚は大分獲られるようになってきたということがございます。

噴火湾で定置網にかなり型のいい、いい魚が獲れて、魚が少ないときでもあったんですけれども、築地で結構いい値段で売れるという現象が出てきました。これはある意味ではもうこの段階から、先ほども申し上げましたとおり、昨年からの小型魚の獲り控えの効果が少しずつ出だした証拠ではないかというふうに思います。

それから、同じことは先ほどお話ししたとおり東部太平洋でも起こってしまっていて、メキ

シコは、実は2,750万しか獲らないと言っていたんですが、既に7月までで2,900 t 獲ってしまったと。これは特に特徴的なのは、今年になってから大変大きいものが獲れると。今までは30キロ台、場合によっては20キロ台のものが中心だったんですが、50キロから90キロの魚群がたくさん見られると。アメリカの遊漁のほうも大型魚がたくさん見えるということを書いていまして、実際に漁獲もこれだけ上がってしまっていて、これは獲り過ぎなんですけれども、日本の関係者の皆さんに協力いただいて、獲れ過ぎの分をメキシコの養殖網から逃がすようにというお願いをし、メキシコ政府もそういう指導をし、この中の一部は100 t から200 t ぐらいだと思いますが、既に離されたと、これは確認できておりませんけれども、生きたまま養殖網から逃がしたということをメキシコは言っております。

ただ、覚えておいていただきたいのは、そういう50キロから90キロという魚が今年になって獲れるようになってきた。これは太平洋の東西を問わず、そういうことが起こってきているということです。

ここから中野さんにかわります。

(中野国際水研所長) それでは、今年の資源評価結果について、ご説明申し上げます。

(I-7の説明) 太平洋クロマグロの資源評価は、ISC、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会によって実施されております。前回は2012年でした。

やったことは主に2つありまして、1つは資源評価、内容的には過去のデータを見直して、いろんなデータの処理方法の改善とか、特に大きいのはモデルの設定です。資源評価にいろんな種類のデータを入れますので、それをどういうふうな設定、重みづけをしたら最も現実をあらわすかということで議論を多く尽くして、それが前回と変わったということです。

それからもう一つは将来予測の実施ということで、現行の管理措置、あるいはプラスした管理措置などを幾つか、およそ20のシナリオを試しまして、その結果、資源の回復、こういうのはどういうような条件だと見込めるかということをチェックいたしました。

(I-8の説明) これが結果なんですけれども、形自体はこれまでも皆さんごらんになっていると思うんですけれども、新しくなったのはこのところにして、前回の評価というのは、ほとんど底の部分までしか結果が出ていなかったんですけれども、これから2010年

に底を打って、その後、緩やかに回復傾向があるということがわかりました。

それからもう一つ大きいのは、先ほども言いましたけれども、資源評価のモデル、計算の設定を細かく見直した結果、前回の推定が全体的に少し下に下がったというのがあります。それで最新年の2014年の資源量は、約1万7,000 t。それからここに書いてありますように、初期資源量の約2.6%というような結果が出ております。

(I-9の説明) これはやはり同じ資源評価のときに見直した0歳魚の加入の状況でございますけれども、加入量はこれまで見てきましたように、大きく変動していると。2014年の加入量というのは極めて低水準であったと。過去5年間の平均も過去平均以下であると。この点々が過去の平均になりますけれども、ただし現在、国際水産資源研究所のほうで実施しております加入量のモニタリング速報によりますと、2015年の加入水準は、過去4年間の平均付近で、2014年を上回る可能性が高いというような暫定的な結果が得られております。

(I-10の説明) それで、これは将来予測ですけれども、シナリオ自体は20本ぐらいのシナリオを試したんですけれども、その中で大事なものを一つ提示させています。WCPFCの保存管理措置は、親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させることを暫定回復目標としていると。この場合、簡単に言いますと、20本のシナリオほぼ全てで、この60%の確率をクリアすることができました。現在の措置、小型魚の半減等を継続した場合、2024年までに歴史的中間値まで回復する確率は69%であると。先ほど言った目標をクリアしているということを確認しました。

それから、この下の図ですけれども、これは比較のために現行措置からさらに踏み込んで、小型魚を10%さらに削減した場合、それから大型魚の漁獲を10%削減した場合、大型魚・小型魚両方10%削減した場合のシミュレーション結果をあらわしています。一番下の緑は現行措置を継続した場合、その上の黒が親魚だけ10%削減した場合、青が小型魚だけ10%削減した場合ですね。それから一番上の赤が現行措置にさらに大型魚・小型魚、両方とも10%削減した場合。当然これが一番削減率が高いので、一番上に出るんですけれども、小型魚、大型魚の10%削減を比較すると、当然のことですけれども、小型魚を10%削減した効果が非常に高いというふうに出ています。

ここに数値であらわしていますけれども、現行措置の2024年までの中央値60%というの

を達成する目標は約69%ですが、さらに小型魚10%を削減すると90%、大型魚だけですと75%、大型魚プラス小型魚ですと90.3%という形になります。

(1-11の説明) それで、この結果を受けまして、7月にISCの年次会合がありまして、そこでクロマグロに対する科学小委員会としての管理勧告を最終化しました。その内容は、現在の措置を継続した場合、2024年までに親魚資源量が歴史的中間値まで回復する確率は69%である。それから、小型魚の定義、現行は30kgになっていますけれども、もしくは漁獲量の追加削減を実施すれば達成確率はさらに上がると。それから、小型魚漁獲10%追加削減のほうが、大型魚漁獲10%の追加削減よりも効果は高い。それから、親魚資源量が低水準にあること、加入の不確実性並びに資源量への影響の重要性を考えると、加入動向を迅速に把握するため、加入と親魚資源量のモニタリングを強化すべきであると。それから、暫定回復目標に用いられている親魚資源量の歴史的中間値の算出、計算方法ですね、現在は固定されていない算出期間を固定することと、ある期間をもとに計算することにしようということですね。それから、親魚資源状況の推定に用いられた方法に統一すべき。これはちょっと細かい内容ですけども、ちょっとその計算方法にそごがあったので、統一した方法に統一すべきであるということです。

それで、最後になりますけれども、最後のほうに出た親魚資源量の歴史的中間値の計算方法です。これが前は親魚資源量の中間値というものが4万3,000tで、今回の資源評価の結果では3万8,000tというふうにちょっと変わっております。この原因は、親魚資源量の推定値が更新されたこと、それから資源評価期間の中間値は、資源評価期間の中央値であるため、資源評価期間が長くなれば、それだけで数値が変化すると。中間値ですので平均をとるような話ですので、データ数が上がったり下がったりすると、それに影響されて値も変わってしまうということで、この2番目の計算する期間が変わると、計算値が変わるということについては、算出期間の固定、具体的には1952年から2012年までか、あるいは1952年から2014年までのどちらかを固定した計算期間として算出方法を固定したらどうかというふうに提案しております。

資源評価の報告は以上でございます。

(宮原顧問) では、続けてほかの関係者といいですか、環境保護団体が何を言っているかという話をお話しします。

ただ、ちょっとその前にもう一回覚えておいていただきたいのが、今回あった資源評価の結果というのは2014年までなんです。要するに、一昨年までやったのが資源評価の結果です。去年から規制を強化しているわけですね。2015年から小型魚を獲るのを半分にしていきますから、実はこの後、規制を強めた効果というのは出てきます。残念ながら、漁獲のデータというのは2年前のもので、こういうことになってしまっていますが、恐らくこれから2年先に資源評価をもう一回やり直すと、さっきも言ったみたいに、皆さんも漁場で比較的大きな魚がよく獲れているというのはよくわかっていると思いますが、多分この状況がさらによくなっているということが明らかになってくるということが期待されています。

(I-12の説明) そういうことではあるんですけども、この計算された B_0 というものに対して、非常にまだ低いと。回復はしてきたけれども、2.6%しかないということを押えて、環境保護団体のPEWという団体が、商業漁業は2年間やめるべきだということを7月19日に公表しています。

これは、今ご説明した資源評価の結果をもとに主張していることなんですけれども、その中では、2年間とにかく漁業をやめなさいと。それから、2034年までに初期資源量、これは初期資源量とは言いますが、かつてあった資源量という意味ではなくて、漁獲がもしないと仮定した場合、どこら辺まで資源が伸びるのかという、漁業がない場合の計算上の最大の環境許容量というんですけども、最大にどこまで増えるかという可能性を計算した数値なんですけれども、その数値の20%だと。これは親が13万tぐらいだと、ここまでに34年までに戻せということを言っている。

今の確かに獲り方を続け、小さいのをたくさん獲るといって獲り方を続けて、そのままやっていけば、確かにこの13万tに達するのは1%未満かもしれませんが、今は規制を強化していますし、これからはもし皆さんとともに、小さいのを獲るのを控えて大きくしてから獲るといってずっと、これから続けていけば、実はこういうことにはならないんですが、そういうことを言います。

それから、この漁獲圧が大変大きいんだと。これも彼らの一方的な言い方ですが、最後のところで、今年のCITESでは提案しませんでした、次のCITESでは附属書へ掲載して貿易禁止をするんだと、漁業禁止をやらなかったらということをやっているということでございます。やはり、どうしても資源の評価が2年おくれになってしまっているもので、大

変悪い状態のものを誇張して言うことによって、こういう主張をしているということがございます。

(I-13の説明)ただ、今年の長期管理目標というのは、実はこれから太田審議官のほうからお話をしますけれども、長期管理目標というのをつくらなきゃいけないということになっています。この長期管理目標というのが、今、歴史的中間値4万1,000tなら4万1,000tまで2025年までに達成させるんだということをやっていますが、その後、どこまで増加させるんだということです。この一般的な長期目標というのは、アメリカなんかもこれを主張しておりますけれども、20% B_0 、先ほどお話しした計算上どこまで増えるかというものの20%だと。これは今の計算でやれば13万tぐらい、ここに戻すんだと。これをアメリカの提案では、後から出てまいります、2035年だったかな、それぐらいまでに戻すんだと言っていますが、これはそう簡単に達成できる目標ではないというのは、次の図でご説明します。

(I-14の説明)これが、かつてからの、52年からの計算された B_0 というのが出てまいります。この点々の線で示したのが、かつてから計算したその年々のどれぐらいまで増えるかという最大値ですけれども、その2割というのがこの青い線なんです。太平洋クロマグロは、大変変動しましたけれども、1度もこの2割の線には達したことがありません。こんな戦後のほとんど漁業がなかった時代でも、この数字には達していないということで、一体この2割というのはどれぐらい現実的な数字なのかということに、かなりまだ議論があるということがございます。

また、本当に13万tまで増やして、どれくらい獲らせてもらえるのかということも今のところわかりません。こういう13万tみたいな高い目標値を設定してしまいまして、例えば15年で、そこまで行けということになりますと、非常に厳しい、例えば今のままの数量管理をこれから15年、どんなに資源がよくなって獲れ方がよくなっても続けなきゃいけないかもしれない。そこまで、そんなに急速に帰す必要はないかもしれないにもかかわらず、そこまで増やすということになりますと、相当きつい規制を続けなきゃいけなくなって、その場合、定置なんかよりたくさん魚が入り出すような状況になっても規制を続けなきゃいけないのかという、この人工的に設定された高い数字のために、非常に厳しい規制の継続を強いられる可能性があるということがございます。

こういうことで、今年のこういう長期管理目標については、大変議論が行われることになっていまして、我々としては、かなり慎重にしないと難しい課題だと思います。これをどう対応するかについては、これから審議官が説明いたしますが、片やモラトリアムにしろと言う人がいたりする中で、我々がどういう長期的な管理をするのかということとは、我々からちゃんと答えを出していかなければいけない課題になっているということが、加えておきたかったポイントでございます。

では、演者を交代いたします。

(太田資源管理部審議官) 水産庁資源管理部審議官の太田でございます。今年からW C P F Cの政府代表を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本年の北小委員会における太平洋クロマグロを巡る議論ということで、来週から福岡で会議が開催されますけれども、そこでどういうことが起きて、どういう心得で臨むのかということについて、ご説明させていただきます。

(Ⅱ－1の説明) まず最初のスライドですけれども、本年の国際会議の予定ということで、来週W C P F Cの北小委員会があります。去年までと違いまして、今年は北小委員会の会合中に北小委員会とI A T T Cの合同作業部会というのを開催いたしまして、といたしますのは、最初に説明ございましたけれども、クロマグロというのは太平洋を横断して生息する魚種でございますので、東西の機関が共同で議論したほうが、より効果的な保存管理措置を議論できるのではないかという発想に基づきまして、こういう合同作業部会を開催することとしております。

その後、10月にI A T T Cの年次会合がございますけれども、これは6月に会合をやりましたけれども、クロマグロにつきましては結論が出ずに終わっておりますので、再度ここでクロマグロの議論がI A T T Cのほうでもされると。もう少し言いますと、この上の合同作業部会で出てきた結果が、それぞれその後にも再度、北委員会を再開しますけれども、そこに提出されて、そこで再度議論されると。そして、また同じものがI A T T Cの年次会合のほうにも行って、そこで議論されるということになります。W C P F Cのサイドとしては、最終的には12月に開催される年次会合で最終決定がなされるということでございます。

それで、その北小委員会で話されるのが主として4つございまして、最初が資源評価結

果に基づく現行措置のレビュー。2つ目が長期管理方策の検討。3番目が緊急ルール。4番目が漁獲証明制度ということで、このうち3番目の緊急ルールにつきましては、今年最終的に12月のWCPFCの年次会合に向けて一定の結論が出される見込みというか、出さなきゃいけないということと理解しております。

(Ⅱ-2の説明) まず最初の資源評価結果に基づく現行措置のレビューでございますけれども、現行措置については先ほども説明がありましたので、余り詳しくは話しませんが、WCPFCではここに書いていますように、30キロ未満の2002年～2004年レベルからの半減、30キロ以上の大型魚はそこから増やさないとということ。IATTCは、2015年、16年で各年の漁獲上限3,300t、合計で6,600tを超えないということでございます。

将来予測は、先ほども説明がありましたけれども、現行の措置を継続した場合、今設定している目標は達成可能ということでございます。他方、これも説明がありましたけれども、PEWは現在の資源水準が歴史的最低水準に近いことから、漁獲の一時停止を要求しています。

それともう一つ恐らく議論になるのは、韓国が今年30kg以上の大型魚を獲っています。韓国は、2002年から2004年に大型魚の漁獲がありませんので、大型魚の枠がないんですけども、今年470t漁獲してしまして、これについて来年以降、一定量の大型魚の漁獲が認められるように主張すると予想と書いていますが、実は昨日、もうWCPFCのホームページに韓国の提案がアップされておまして、その中身は、現行の30kgの小型魚の上限を85キロに変えるというものです。韓国が実際にまき網で獲っていますのは、大体50キロぐらいですから、小型魚の上限を85キロに変えれば、韓国は今の714tという小型魚の枠内で小型魚も大型魚も獲れるという、そういうことで85kgというのを提案していると思います。ただ、これにつきましては、国内的にも30キロということできいろいろ説明をして、管理の努力もしていただいていますので、今いきなり85キロに変えるというのは、なかなかこれは難しいんじゃないかなというふうに考えております。

(Ⅱ-3の説明) 2つ目の長期管理方策ですけれども、2014年のWCPFCで長期管理目標、これはいつまでにどこまで資源を回復させて、その後どうやって維持していくか、そのための漁獲管理ルールということを議論していくことに合意をしております。

それで、漁獲管理ルールというときなんですけれども、これは日本語で言いますと、単

に漁獲を管理する規則というふう聞こえるんですが、国際的にはこの漁獲管理ルールというのがハーベストコントロールルールズといいまして、特定の方式を指す言葉、固有名詞になっています。

それはどういうことかという、ここに B_{MSY} とありますけれども、その横にこういう一つの、基本的には B_{MSY} というところに資源を維持したいんですけども、一定ぐらい下がってもそこまでは許容しますが、いわゆるこのラインよりも資源が下がると、あらかじめ決めておいた管理措置を発動しようというものです。さらに資源が減って、ある一定のところまで下がると、漁獲停止を含む厳しい管理措置を導入しようというものです。

国内の資源管理、アジ、サバ、イワシ等の資源管理に詳しい方はご存じかもしれませんが、いわゆるこの部分が国内でいう B_{limit} という形になります。更にここがイワシとかで設定されています B_{ban} というレベルと大体同じとさせていただければいいです。

(Ⅱ-4の説明) 重要なところは、この漁獲管理ルールというのは、今までの漁業管理の反省点というのは、資源が悪くなってから、ではどうしようかということを決めてきて、その際になかなか決められずに後手後手に回っていたという反省がありますので、あらかじめ資源がこういう状況になったときには、こういう措置をとろうと決めておいて、もうそうなったときには自動的にそういう措置を発動することによって、その資源の減少に対してタイムリーに反応しようという、そういう発想でございまして、今世界的にマグロを中心としまして、この漁獲管理ルールというのを導入していこうという動きが盛んになってきております。

(Ⅱ-5-1の説明) その長期管理方策に関しまして、アメリカが提案を出しております。それは、まず2024年までに今の親魚資源量を歴史的な中間値まで回復するというものです。これは今のものと同じなんですけれども、その後、2030年までに親魚資源量をさっきも説明がありましたけれども、20% B_0 まで回復させるというもので、13万tぐらいになります。

その際、その長期管理目標を達成するためにどういうことをすればいいかというのを調べるために、いろんな漁獲管理ルールのもとで将来がどうなるか、もう少し具体的に言うと、2030年までに B_0 20%を到達するために、どのぐらい小型魚、大型魚の漁獲を減らさ

なきゃだめかといういろんなシナリオを提示しまして、それに基づいてISCにシミュレーションを頼んで、その結果を見てから決めましょうと、そういうようなことでございます。

それと、その次の話がさっきちょっとありましたけれども、東と西の漁獲のインパクトを75対25とする話です。さっき宮原のほうからありましたけれども、この辺が75対25だったわけですが、今は実際には86対14ぐらいで、これは漁獲を削減するときは西でより大きく、東でより小さくなって、増大するときは西でより小さく、東でより大きくなるという、向こうからすれば非常にご都合的な提案だと思っているんですけども、こういうような提案が出ています。

(II-5-2の説明) さらに、アメリカの提案は第二部がございまして、これは20% B_0 に達した後どうするかということを行っているんですけども、そこを維持するように目指すんですけども、限界管理基準値、さっき言った B_{limit} に相当するところですけども、これを15%の B_0 、大体10万tぐらいになると思うんですけども、ここに置いて、ちょっと次を飛ばしまして、この10万tを割り込むリスクを低くするような保存管理措置を実施しなきゃならないというものです。

万が一、10万tを切ってしまった場合には、少なくとも50%の確率で10年以内に20% B_0 まで回復させるような保存管理措置をやらなければいけない。これがさっき言った、あらかじめ決めておいた措置で、アメリカが提案しているものでございます。

(II-6-1の説明) その長期管理方策についての日本の考え方ですけども、さっきの宮原の説明とも若干重複する部分がありますけれども、条約上は、最大持続生産量、MSY、これを実現するような資源量を最終目標とするというのは、これはもう条約に書いてあります。ただ、ほかのマグロについては、さっきもありましたけれども、20% B_0 というのがMSYの近似値として用いられています。ただ、太平洋クロマグロは、過去60年間で一度もこういうことを達成したことがないということです。

次は、 B_0 はさっきの説明と重複するのであれですけども、理論的に漁業がないときにどこまで増えるかという計算値であって、これが果たしてその参考になるのかどうかという、これはさっきと同じグラフなので割愛しますが、特に左のほうの1952年ぐらいのところを見ていただいても、これはよく調べないとわかりませんが、第2次世界大戦の間、油も船もなくてなかなか操業ができなくて、漁業が余り行われなかったにも

かわらず、1952年の時点で B_0 20%を達成していないということは、どうやって説明できるのかなというふうに個人的には考えております。

(Ⅱ-6-2の説明) それと、長期管理方策についての日本の考え方の続きですけれども、これもちよっと重複しますけれども、20% B_0 ということを目標として、そこに向かって何かしなければならぬという話になると、これは資源が増えても漁獲を増やすどころか、さらに減らさなければ到達しないということになる恐れがあります。

これについては、過去の資源動向や、特に加入の動向ですね。当然のことながら、漁業者への影響などを踏まえて、余り初めから高いところに目標を置くのではなくて、まず中間目標を立てて、段階的に資源量の増加を目指していくということが現実的ではないかなというふうに考えております。

そのため、資源回復の状況に応じて、やっぱり漁獲枠の増加等がある程度起こるような形で関係者と相談しながら進めていきたい。せっかく一生懸命努力して資源回復したのに、さらに減らせというのでは、さすがに関係者の方々もこれは耐えられないと思いますので、そういうことが起こるようなものであれば、なかなか日本としても受け入れがたいというふうに考えております。

それと、最後のところなんですけれども、さっきもちょっとありましたけれども、資源評価の中で低加入ということ想定して将来予測をやっていたけれども、その低加入が今後も続くと仮定すると、今の尾数ベースで九十何%小型魚を獲っている状況が続けると、親魚の資源量はあるところでとまってしまいます。5万tから6万tぐらいの間でとまるという試算があります。そうすると、13万tなんかとてもじゃないけれども到達しないわけです。それを達成するためには、さっきも言ったように漁獲量を減らさなきゃいけないことになります。

そうすると、そもそも親魚の資源量も増えていかないし、獲れる量も余り増えないということが想像されますので、やっぱり今の九十何%小型魚を獲っているという状況を、これを何とか大型魚のほうにシフトしていくことを考えないと、資源管理をやった結果、漁獲量が増えるということもなかなか起きにくいし、親魚資源自体もあるところでとまってしまうという状況になりますので、こういうことをやっぱりよく関係者の皆さんに説明しながら、どういうことができるのかということと一緒に考えていきたいなというふうに考えております。

(Ⅱ－７の説明) 次が３つ目の緊急ルールですけれども、これを去年のW C P F Cで今年緊急ルールの内容を決定することに合意しているんですけれども、これはさっきの長期管理目標の話が簡単にはなかなか進まないということで、その間、万が一非常に加入が悪い状況が続いたときに何もしないということでは済みませんので、それに備えてセーフガードとして緊急ルールが必要ということでございます。

これについては日本が提案を出しておりますけれども、次に説明しますが、基本的には今まで経験したことのないような低い加入量が継続したときには、厳しい措置をやっぱり発動しなきゃいけないんじゃないかという発想でございます。

(Ⅱ－８の説明) これが日本提案ですけれども、加入量のグラフがさっきありましたけれども、毎年大きく変動しているんですけれども、1980年以降の加入量を見ると、92年、93年に非常に低い水準が２年続いていることがございます。具体的にはこのグラフなんですけれども、この赤丸をつけたここなんですけれども、これが92、93のところなんですけれども、大体これが450万尾、これは尾数ベースです。450万尾ぐらいなんですけれども、ただこの後、加入が劇的に改善しておりますので、経験的に申し上げれば、こういう低い加入が２年続いても回復する可能性はあるということです。ただ、こういうのが３回続いたことは今までありませんので、もしそういう事態が起きたときには、これは本当に緊急的な事態ではないかという発想でございます。

ということで、ここですけれども、３年連続で続いた経験はないので、こういうことが３年連続で発生すれば、やっぱり厳しい措置を発動しなければならないんじゃないか。そういう発動要件を満たした翌年から２年間漁獲をさらに削減することということです。

これは削減方法は入れていませんけれども、これはほかの国の意見もよく聞きながら現地で議論したいと思っております、恐らくアメリカなどはそういう状況であれば、モラトリアムにすべきだというような話をしてくるのではないかと思いますけれども、そこは国内の漁業の事情なども含めながら、アメリカ以外の国の意見も聞きながら、現場で議論していきたいというふうに思っております。

(Ⅱ－９の説明) 最後に、漁獲証明制度ですけれども、これは大西洋クロマグロとミナミマグロでは既に導入されておる制度でございます。これは日本に輸出している国の地域が

どういふふうに漁獲管理をしているとか、蓄養管理をしているかという、そういうことがよくわかるような制度になっておりまして、そういう観点からは進めていきたいと考えています。

ただ、当然のことながら、内外無差別で我が国の漁業者も漁獲してからそういう制度に乗らなきゃいけませんし、蓄養業者も同じようにやらなきゃいけないということで、そういうような実態を踏まえながら、今やっている漁獲モニタリング等の仕組みも活用して、関係者の負担を最小限にするような形で、いろいろと考えていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

(藤田管理課長) 管理課長の藤田でございます。

それでは、私の説明で最後になりますので、もう少し我慢をしてお聞きください。

(Ⅲ-1-1、1-2、1-3、1-4、1-5の説明) 国内の管理の方向性につきましては、今年の2月ぐらいから水産政策審議会の資源管理分科会ですとか、あとは広域漁業調整委員会の場を通じまして、主に漁業者の方が多かったですけれども、いろいろ意見をいただきながら、その管理の話を進めてまいりました。その主だった意見とかを一応ご紹介をしておいたほうがいいかなということで、今回の資料に入れております。

産卵期の規制の話がございますけれども、昨年もここで出て説明がございましたように、太平洋クロマグロにつきましては、小型魚につきまして非常に影響が大きいということで、その影響を何とか小さくすると資源が増えていくんだということで、管理勧告がされていますので、その資源評価に基づいたWCPFCの規制を遵守するという形で、国内でもその措置をとっているということでございます。こういった規制に加えまして、大中型まき網漁業のほうでは、自主的に取組みをいただいているということでございます。

あと、いろいろ公的規制にしたかどうかという話でございますけれども、これは沿岸漁業の皆様も全て、現時点では自主規制か公的規制かと問われれば、自主規制として実施いただいているということでございまして、後で出てきますけれども、将来的にはやっぱりきちっと管理できるような体制ということで、漁獲可能量制度の活用といいますか、念頭に置いた現在のクロマグロ型の数量管理というものを、今年の7月から実施させていただいているという状況になっております。

まき網と沿岸漁業の話がございまして、いろいろ経営規模が大きいからまき網からどう

かという話がありました。実際には、これまでの資料でもお示しをしておりますけれども、平成23年ぐらいからW C P F Cのいろいろ話が出たときから、まき網のほうには管理のほうをお願いしているという実態がございます。

あと沿岸のほうには影響が出ないようにということが随分言われました。ただ、実際にはいろいろインパクトのグラフでもありましたように、非常に沿岸の方でも相当量の漁獲がありますので、これを国際的な約束事を守るという意味では、獲っている皆様方全員にご協力をお願いせざるを得なかったということがございます。

あと、まき網の方については、もうちょっと、要するに削減を大きくしたらどうかという話がありました。実際には、この数字がいいのかどうかというのは議論があるかもしれませんが、まき網さんに少し、大幅に削減をお願いしているという実態がございます。定置網の管理につきましては、後で管理方法の改善というところが出てきますので、ちょっと飛ばします。

養殖の管理ですが、養殖につきましては、天然養殖用種苗の管理をちゃんと行えという話がありました。実際に、それについては漁獲の数量の中に入れて管理をさせていただいているということをご説明しておきます。

それと、養殖用種苗がどんどん獲られて、養殖が増えていくというんでしょうか、それが資源に影響が出るんじゃないかみたいな話がございますけれども、過去にもう既に農水大臣の指示といたしまして、そういう天然種苗の活け込みを前提といたしました養殖漁場の新たな設定は行わないようにということで、指示をさせていただいております。実際に、その養殖業者の方からは報告をお願いしているということがございます。

あとは韓国ですとか台湾の管理、これは国際的にちゃんとしてもらうということで進めていくと。遊漁につきましても、関係者団体とか、あと雑誌社の方とかにいろいろご協力を得ながら、漁業者さんがこんなことに取り組んでいますよというのを宣伝していただいて、それで漁業者さんが非常に苦しい状況で管理をしているときには、皆様方もご協力をお願いしますということで協力を、今の段階では呼びかけて進めさせていただいているということがございます。

(Ⅲ－２－１、２－２の説明) 第1管理期間の総括でございます。

ちょっと念頭に置いていただかないといけないのが、大中型まき網漁業は暦年となっておりますけれども、沿岸漁業は初年度ということで、1年半みたいな形になっております。

それに対する漁獲実績が書いてありまして、ブロックごとに見ますと、北太平洋の北部でかなり、冒頭の長官の挨拶にもありましたように、漁獲が非常によかった。急激な漁獲があったために、操業自粛要請を出さざるを得ないという状況に陥りました。

日本海の北部につきましては、4月8日に警報が出ておりますけれども、これは実は日本海北部はブロックで3月までというので当初予定をしておったので、それを前提に管理をしていました。最終的には一本の時期にまとめるということで、いろいろ協議してきた結果6月まで延びたという実態がありまして、そのときに少々漁獲があったことに伴いまして警報が出ておりますけれども、超えるというような事態には至っていないという状況でございます。30キロ以上の大型魚につきましては、全体で報告をいただいております、3,680 t だったと。これは暦年で数字を上げさせていただいております。

これは我が国の大型魚・小型魚の漁獲状況ですので、見ておいていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

(Ⅲ-3-1、3-2の説明)それで、数量管理につきまして、どういう形で改善といいますか、しようとしたかということでございます。1年目の管理によりまして、やはりブロック別ということで何とか漁獲の変動といいますか、そういうものを吸収できないかということでブロックをつくったんですけれども、先ほど言いましたように、北のほうで随分漁獲が特定のところでございまして、非常に急激に漁獲枠が消化されたということがございました。特に、定置網につきましては、なかなかやっぱり管理は難しい部分がありました。

それで、今年の7月1日からの第2管理期間におきましては、定置網につきましては、広域の共同管理、定置網だけ抜き出して全国枠に近いような形で管理をするということを取り組んでおります。あと、将来的にはきちっとした公的管理ということを考えていけないので、そういった意味で、都道府県の方にもご協力をいただいて大変だったと思いますけれども、管理計画をつくっていただきました。そういった管理計画に基づきまして、漁期ですとか漁獲状況に対応した管理方式を現場のほうにおろして、一生懸命進めていくという、そういう状況になっております。

これが先ほど申し上げました定置網の共同管理を図示したといいますか、定置網だけブロックを超えて、482.1 t だけ共同で管理するという形になっているというものです。

(Ⅲ－３－３の説明) それと、管理期間につきましては、平成27年、初年度はいろいろありまして、沿岸の6ブロックについては1年半という形で行ったと。ですから、引き続きこの形で進めていきますと、ずれてはいますが、ちゃんとそれぞれの漁業種類で管理していけばちゃんと守れるだろうということで、まき網と流し網、竿釣りににつきましては暦年で、沿岸につきましては7月1日から1年間というような形で管理をするということで現在進めているというところでございます。

(Ⅲ－４－１の説明) 定置網の共同管理につきましては、やはり弾力的にということで、計画そのものといいますか、公的規制に当たるような数字というものは、482.1という形にさせていただいております。ただ、そういったことをしますと、漁期がすごく初めのところとか、後になるところで不公平感が出るとかそういった事態が生じますので、中では共同の管理でサブグループをつくって調整をしていただきましょうということで、17道府県の方には、これもいろいろ大変なんですけれども、東と西のグループをまずつくっていただくということと、さらには時期別の目標をちゃんと設けていただいて、それを超えるようなブレーキをかけていただくというようなことで現在取り組んでおります。

(Ⅲ－４－２の説明) そのある県の例を図示したものがこれございまして、時期別にクロマグロが主漁期だということと、主漁期以外じゃないんだということと、放流する対象ですとか休漁日の設け方とか、あと網起こしの回数ですとか網上げ休漁するかしないかみたいなものを組み合わせて管理をしていただくという形にしてございまして、地区ごとにといいますか、それぞれ組み合わせられておりますので、これは一つの例ということでございます。

(Ⅲ－５－１の説明) あと、これは定置以外の部分になります。まだ今の定置以外の部分ではブロックの管理が残っておりまして、見方といたしましては、例えば日本海北部の295.7t、これにつきましては、日本海北部のブロックの中で青森県さんは単県で215.2tを管理しますと言われていて、その他の県5県と北海道さんは80.5tを定置網を除くその他の漁業種類については、関係道県で管理をするという、そういう枠組みになっております。日本海西部、九州西部、太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海と、それぞれそういったものが組み合わさっているという状況になっております。

(Ⅲ－５－２の説明) 臣管理漁業の管理の話がよく言われますので、一応ここでご紹介をしておきます。2011年から30kg未満の小型魚につきまして超えないようにということで5,000 t、2014年から4,250 t、2015年からは2,000 tということで削減をお願いしている。大型魚につきまして、30kg以上につきましては、年間で総漁獲量が3,098 tを超えないようにということでやっています。

さらに、日本海の産卵期の漁獲につきましては、総漁獲量が1,800 tを超えないようにということと、あと8月の操業については自粛をされていると、そういう状況になってございます。

(Ⅲ－６の説明) こういったことをやりまして、皆さんにご協力をいただくんですが、例として例えば定置網になりますけれども、一生懸命共同管理ということでやって調整をさせていただいても、余りにも超える量が多いとか、あとどうしても、かなり量的に超える量が大き過ぎて、定置も止めないといけないとか、ほかの漁業でも止めないといけないみたいな話になると、非常に地域経済に影響が出るという可能性がありますので、そういったことになると、どうするかという調整をいろいろ考えないといけないということで、現在こういう一生懸命資源管理をしても、どこかにやむを得ず、ほかの漁業経営体に迷惑をかけてしまう可能性があるというときのやり方というものを研究しましょうということで、研究をさせていただいている最中でございます。

(Ⅲ－７の説明) 最後に、漁獲モニタリングの改善方向ということで、ここにございますように、2014年、2015年ともに報告をいただいておりますが、実際にその報告をいただいている尾数について、それぞれ差がございます。こういうことでは、本当に誤差の範囲内だというのはしょうがないと思うんですけれども、引き続き我々のほうで、関係の県なり関係の業者さんといろいろ話をさせていただいて、都道府県の方にもご協力をさせていただいて、これを改善していくと。もう本当に誤差の範囲内だと言えるようなところまで改善をしたいということで、これは努力をしないといけないということでございまして、大体これで私の説明を終わります。

(参考資料について) 本日、一応、参考資料というのが配られておりまして、その中に例

えば支援策の話ですとか、あと大中型まき網漁業につきましてのクロマグロの漁獲の特徴とか、定置網でどんな技術開発がされているかというのもご紹介をさせていただいておりますので、そういったものも、もしご興味があればごらんになるなり、あとはこの後の質疑応答の際に、これはどういうことということで聞いていただければ結構なんじゃないかというふうに思います。

少し長くなりましたけれども、以上で終わります。

(司会) それでは、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

15分程度ということで、あちらの時計で2時55分からの再開とさせていただきます。それまでにお席にお戻りください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、ここままでカメラ撮影を終了していただきますよう、お願いいたします。

それでは、休憩に入りたいと思います。

午後2時40分 休憩

午後2時55分 再開

(司会) それでは、時間が参りましたので、意見交換の部のほうに移らせていただきたいと思います。

本日は、漁業者の方や養殖業の関係者のみならず加工流通業者さん、研究機関、地方行政など幅広くいろいろな方にご出席をいただいております。先ほどご説明を申し上げた内容につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

こちらから指名をさせていただきますので、マイクをお渡しいたしますので、必ず最初に、ご所属、お名前を述べていただいた上で、ご発言をしていただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

(参加者) こんにちは。よろしく願いいたします。

こういう場でなれないものですから、自分の思いがどれだけ皆様方に伝えられるかどうか不安でございますが、私なりに一生懸命マグロ養殖の現状について、ちょっとお話をさせていただきます。

これは、あくまでも私個人の考え方でありまして、全体のマグロ養殖業者の意見ではな

いということをお話をさせていただきます。

2013年にこの資源管理が始まり、今年で多分4回目の会議だと記憶いたしております。毎年、私も参加させていただいておりますが、年々参加者が増えているように思われます。そういう中で、ここにおいでになっている方は、ほとんどの方が資源管理は必要だという思いで多分集まっていることと思っております。その中で、私たちマグロ養殖の現状と、これからの私なりの課題を少しお話をさせていただきたいと思っております。

マグロ養殖も、この資源管理に対して尾数制限、そしてまた生けすの制限が行われております。その中で大手企業、そして私たち零細漁業者も限られた資源、限られた資材の中で一生懸命努力をしながら現在に至っているところでございます。そういう中で、昨年も少し人工種苗の話が出たかと思っておりますが、その人工種苗の話について私なりの考え方を少し話させていただきます。

皆様方もご存じのように、近大を初めとする大手水産会社、近年では新たに新規参入の会社が人工種苗の研究開発に邁進して、技術もかなり進んでいると伺っております。ただ、この人工種苗に限っては資源管理の範囲外でありまして、今後どんどん増えた場合に生産過剰になる可能性があって、そこを私は懸念しているわけでございます。以前のようなハマチやマダイの二の舞にならないか。そうなる前に何らかの規制とか制限をつくれないものかと考えております。決して、この人工種苗の開発、研究が悪いと言っているわけではございません。この開発研究というのは、ぜひ大いにやっていただきたいと思っている一人でございます。

今後、技術が進み価格も天然種苗より人工種苗のほうが安くなる可能性も出てくるかと思っております。そうなれば、一般世論とすれば、資源に優しい人工種苗に変えればいいじゃないかという議論がなされるかと思っております。ですが、ただマグロ養殖だけを考えますと、低コストのそういう将来的に人工種苗でやるのは当然かと思っておりますが、ここまでに至る間、ともにパートナーとしてやってきました一本釣り漁業者、またはまき網漁業者、この人たちに対して、もう人工種苗が天然種苗より安くなったので、もうあなた方は要らないよということが、果たして人間として言えるものかという疑問もございまして。もしそういうこととなりますと、漁業者、またはそれに関係する漁協の経営に大きな悪影響を及ぼすのではないかという危機感を持っております。

今現在でも、漁業就業人口が減っていっている中、そういうことに仮になれば、ますます就業人口が減少するものと思われます。どうかそういうことは避けていただきたいとい

う漁業者の思いでございます。

今後のこの人工種苗について、私なりの考え方は、この進んだ日本の技術を生かして放流事業に生かせないかという私なりの考えでございます。サケと違いまして、放流したマグロは必ず日本に帰ってくるという保証はございませんが、少なくともこの太平洋で回遊することは間違いないかと思えます。そして、対岸のアメリカやメキシコ、そういう漁業者までにも影響が与えられるかと思えます。

ただでさえ、日本は獲り過ぎだ、食べ過ぎだといろいろ言われる中、そういう放流事業をすることによって、日本のマグロ漁業は資源、自然に優しい持続可能な循環型のマグロ漁業を営んでいるということ、そういう機会に全世界に発信できるのではないかという私の思いでございます。

どうかここにお集まりの皆様方は、ほとんどマグロに関係する方がおいででございます。養殖、一本釣り、まき網、いろんな漁業者が思いを一つにして、この資源管理を含めた目的を一つにして一緒に議論し、将来的にいい結果が得られるように、国も含めて一緒に努力していければと考えております。どうかよろしく願いいたします。

(宮原顧問) ありがとうございます。私は、研究機関のほうの仕事もありますので、両方からのお話をします。

人工種苗につきましては、うちの陸上施設でつくった卵を今年有償配布させていただくということを始めましたが、我々としても人工種苗については、今のままですと特定の者しかつくれないという状況で、ある場合は物すごく高騰したりしますので、やっぱり安定した生産ができるようにするというのが大変な課題だと思って取り組んでいるところなんですけれども、今お話のありました人工種苗の問題というのは2つあると考えています。

1つは、人工種苗、要するに卵から飼って商品価値がある3歳以上のものにするということのためには、大変多くの餌を必要とするということです。これは、今のところ生き餌といいますか生餌、生の魚を使わざるを得ないということになりますと、イワシ、アジ、サバより安い、あるいはミール、こういったものを大量に、ある場合は1キロ生産するのに15キロ餌が必要だという、こういう状況を続けていいのかということを問われている、要するに、そんなに一つの高い価値のある魚をつくるために、たくさん資源を浪費しているのかという問題が1つ。

もう一つは、人工種苗というのは、飼っている魚から獲るわけで、飼っている魚ということは飼いやすい魚ということにだんだんできて、何世代か人工の施設の中だけで育

った魚の卵を使うという例が出てきています。こういうものは、特定の遺伝子しか持っていない魚が、実際の養殖池で飼われているときに逃げたらどうなるのかという問題ですね。要するに、生物学的な多様性に影響を与えるのではないかという問題。こういう2つの問題を抱えていまして、人工種苗の問題については、必ずしもこれで全部乗っかっていけばいいという考え方ではないというふうに思います。

マグロの養殖の難しいところは、大変長い期間飼わなきゃいけないという問題があるので、やはり天然種苗と人工種苗をバランスよく使っていくというのが、今出せる最良の答えになるのではないかというふうに思っています。人工種苗ができたから人工種苗だけやればいいんだという考え方は、ちょっと今の段階では危ないんだと思いますし、やはり今までのとおりひき縄とまき網の養殖原魚をバランスよく使っていくということでないで、養殖業は成り立たないと思います。

それからもう一つ、生産過剰の問題というのは実はもう既に起こっていて、これは別に日本の太平洋クロマグロばかりではなくて、メキシコの増産もありましたし、それにミナミマグロもあるし、それに加えて地中海のマグロがあるということで、今の市場規模に対して生産が既に多過ぎるという問題が出てきています。

これについてどうするんだというのは、これは実は大変大きな問題で、市場拡大しない限り無理じゃないかということを言われているんですが、市場拡大するためには価格をさらに安くするというので、これは養殖業者にとってはもう死活問題になってしまいますので、その中で今大事なものは、恐らく日本の養殖魚というものが、そういうたくさんのクロマグロ製品の中で優越している、ほかのものよりいいんだという立場をちゃんとつくれるかどうかということで、これは養殖業者さんの肩にかかっている仕事なんだろうと思うんですね。

それは今までみたいにつくれば売れるという時代じゃないので、質をよくするということは養殖業者さんのほうで、水産庁のほうも多分支援するでしょうから、そこを頑張ってもらおう。多過ぎる魚の中で優越した立場をつくっていくということが、これから大事なんじゃないかというふうに思っております。

(司会) ほかにいかがでしょうか。

(参加者) 先ほどそれぞれの専門家の皆さんからご説明がありました。私は、それぞれの発表の中で、小さい魚を獲らないのがやはり資源の増大につながると、そのように受けとめました。今、先ほどの意見を出してくださった方も全く同じような考え方で、今意見発

表したと思うのであります。

そこで、この5ページのところを見ますと、もう圧倒的に太平洋クロマグロの年齢別漁獲尾数割合、ここを見ると0歳魚が70%ですよ、0歳魚。そしてその2つ上のほうには大中まき網が圧倒的に漁獲量が多い。これを見ますと、定置、ひき縄、はえ縄、これの何倍ですよ。では、果たしてそれぞれのこの漁業に携わっている漁業者の就業数はどうなんでしょう。

全国の沿岸の漁業者は、何十万人であろうと思うんです。では、はたしてまき網はどうなんでしょう。こういうことを見ましても、こういう幾らも漁獲していないところに同じ割合で50%削減というのは、果たしてどうなのか。私は、決して国際合意された4,007 t、それは当然、我々漁業者として守っていかなきゃならないと思っております。ただ、その4,007 tの割り振りは、実際浜の実態を把握して、このようなそれぞれの漁業に割り当てをしたのか。これを私は大変疑問に思っております。

そしてもう一つは、先ほども何回となく日本海北ブロックですね、確かに去年は規制を大きく上回りました、それぞれのブロックの皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。全体として、その枠におさまったということは、本当にありがたく思っております。これは定置経営をしている方々は、十分おわかりかと思うのであります。なかなか定置に入ったものは、大きいものだけ船に上げて、小さいものを再生できるように元気で逃がせるというのは、これは難しいです。難しいからこそ、水産庁もこの開発に取り組んでいると思うんです。取り組んでいるけれども、なかなかこれは実際問題できるはずはないです、はっきり言って。そういうことからして、入ってしまったものは死んでしまった、死んでしまったものは海に投げてくれない。したがって、船に上げて組合に出荷した、それが現実であります。

したがって、先ほど説明がありましたように、今年7月1日から第2管理期間に入りました。昨年のようなことがあっては絶対ならないということで、これは7月1日からということは来年の6月30日までです。とすると、来年の5月から6月にもかなりの漁獲量が見込まれるんです。したがって、3分の1くらいは、第2管理期間の割り当ての3分の1くらいは来年に残して、既に網上げをしております。

では、マグロに関して網上げをして、網を上げてしまったことによって、他の魚種が全く獲れない。これは沿岸の漁業者は、先ほど意見があったように、生きていけないです。経営は成り立ちません、はっきり言って。そして、地域にも相当の影響があります。ぜひ

これらを考慮して、これに対する水産庁としての支援措置をしていただきたい、そのように強く要望します。

そしてまた、私は昨年この会議でも意見を出しました。というのは、完全養殖をなぜできないのか、先ほどの意見もあったとおり、私は完全養殖をさせるために、いろんな技術をまだまだ開発するべきじゃないか、マグロの漁場者の全てが漁獲金額の5%、10%をその開発費に負担金として充てようと、そういう取組みを水産庁が考えてはどうかということも提案しました。でも、それも全く回答もないままになっておるわけでありまして。それらのこと等について、お答えいただければありがたいと思います。

(司会) 国内管理の関係で何点かございました。

(藤田管理課長) いろいろありがとうございます。

まず割り振りの問題につきましては、確かにいろいろ近年獲れ始めたところとか過去に獲れていたところとか、そういったことから申し上げますと、ご不満は皆さんお持ちなんじゃないかと私は思っております。

そういった中で一定のルールでもって管理をするということで、ご協力といいますか、ご理解を求めたということでございますので、またその事情を踏まえながら、よりよい管理というのは検討していきたいと思っておりますけれども、確かに全部、皆様の沿岸の漁業者の方の浜の実態を全部把握した上で割り振ったのかと言われれば、それはそういうことまではできなかったと、同時並行的に浜に伺いながら意見交換をさせていただきながら進めさせていただいたというのが事実でございますので、引き続きそういう努力はさせていただきたいというふうに考えております。

あと網上げの話でございますけれども、定置の話はおっしゃるように、我々のほうといたしましても、やっぱり定置が本当にそのときマグロを主体に獲っている時期とか、地域によってはそういうがあるので、そのときはほかの漁業種類と同じように努力をお願いしたいと。

一方で、定置がほかの魚種を主体に操業していて、ぼろぼろと入ってくるマグロが積み上がってしまうというようなことだと、それを守るためにぼろぼろと入ってくるのを守るために止めるとなると、これは大変なことになるというのは理解をしているので、ですから、いかに定置の中で例えばうまく管理するかということで共同管理の話を上げましたし、さらにいろいろ日定置さんではご検討をいただいておりますけれども、ではその枠組みといいますか、そういうものをいかにうまく動かして、場合によってはほかの漁業種類

との迷惑をかける場合に、どういう形で調整できるかということを検討しようとしておられますので、そういったものについてはご協力を差し上げたいと、我々のほうも一緒になって検討を進めたいと思っております。

さらに、支援の話につきましては、これは随分これまでも言われておりますけれども、非常に今の経営支援策は、クロマグロの取組みでもって年間の水揚げ金額の90%とか95%を面倒を見る形になっておりますので、そういった意味で非常にある意味、手厚い支援になっておりますので、これをうまくやっばりご活用いただくようお願いをしたいと思っておりますし、そこで、もし条件的にいろいろちょっと難しいという話は引き続き皆様方から、どういう形であればうまくフィットするかということについては、ご相談をさせていただきながらというふうに考えております。

(司会) あと、完全養殖技術の開発の関係もございましたが。

(藤田管理課長) すみません、完全養殖に対する負担金の話でございますね。

確かに、そういったご提案はいただいております。現実問題としては、そこまで検討をするところまで進んでいないという状況です。まずやっばり、沿岸のほうをいかにうまく管理できるか、定置のせいで管理ができないと、国際的なルールが守れないと言われないうように、いかにするかということで取り組んできましたので、まだそこまで行っておりません。

今後、恐らく小型魚の利用の話とか、魚そのものの利用をする話の中で、そういった漁業者間での協力の仕方というんでしょうか、そういうものを議論する場が多分できてくると思いますので、そういったときには我々のほうも一緒になって、いかに資源を利用していくかというんですか、負担するべきものは負担して利用していくかということは、引き続き検討させていただきたいと思っております。

(司会) では、そちらの方。

(参加者) こんにちは。3点ほど伺います。

先ほど来の説明を聞いていますと、漁業をさせながら、しながら管理を進めていくというのは本当に大変だなというのはよくわかります。そこで、昨年もちょうとこの場で質問させていただいたんですけども、84年の最低に近いところに先ほどのグラフもありましたけれども、まだ資源状態があると。そういう中で、84年付近にまだあるということを宮原さんもおっしゃいましたけれども。その中で、私たち沿岸のやはり獲る量も32%と、相当大きなインパクトがあります。それも我々沿岸も重々承知の上でお話しさせていただき

ます。

沿岸の漁業者の多くは、規制前の段階でも非常に採算ラインぎりぎりで行っているという漁業者が多いわけですし、定置もそうですし、沿岸は本当に大変な状況の中でこの規制が始まったと。そして、この規制が始まって、実際去年はマグロがいた状況があったにもかかわらず、規制を守ることによって漁ができなくて、その結果やはりマグロ漁を断念したと、そういう状態も起きています。

そこでちょっと沿岸漁業のことで、宮原さんに後で答えていただきたいんですけども、F A Oの責任ある漁業のための行動規範というのがありますよね。今まで水産庁さんのほうから、その行動規範については一度も公の場で……、僕らは聞いたことはないですけども、その中でちょっと短く内容だけ言ってよろしいですか。

この中には、まず6. 18、各国は、沿岸小規模漁業及び小規模漁業の雇用、収入及び食糧安全保障上の重要性を認識し、安全で公正な生活、適当な場合には、国家管轄権のもとにある水域での伝統的な漁場及び資源への優先的なアクセスについて、漁業者、漁業労働者、とりわけ生存漁業、沿岸小規模漁業に従事している人々の権利を保護すべきである。目的の中に重要なことがあるんですけども、管理に対しては、基本的にM S Y水準を守るようにというのが、その条約上の問題、これにも同じようなことが書いています。そこはちょっと割愛します。その中で、7. 2. 2、当該措置はとりわけ以下を含むべきである。その中にa、過剰漁獲能力を回避し、資源の利用が経済的に見合うものであること。b、漁業生産が活動している経済条件が責任ある漁業の促進に見合うものであること。c、生存漁業、小規模漁業及び沿岸小規模漁業を含む漁業者の利益が考慮されるべきであると。そして、措置の中で一つだけ、過剰漁獲能力が存在する場合、漁業者が責任ある漁業を促進するような経済条件下で活動することを確保するため、漁獲能力を資源の持続的な利用と見合うレベルまで削減するためのメカニズムを確立するべきである。当該メカニズムは、漁船の能力のモニターを含むものであると、こうあります。

そこで、やっぱり過剰漁獲能力をまき網というのは持っているわけですよ。その規制なくして沿岸も同様の規制レベルで果たしていいものかというのを、宮原さんにもう一度ちょっとお答えを……。これはやはり海外に倣ってやるべきでないかと、昨年も僕は申し上げましたよね。当然これは我が国も批准しているんですから、こういう国際的な取組みみたいなものも考慮して、沿岸、とりわけ我々みたいな弱者、零細漁業を守るとというのが、これは基本にあるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

(宮原顧問) おっしゃるとおりなので、アーティサナルフィッシャリーというんですね、生存漁業は。それで、実際にWCPFCのクロマグロの規制の中でも、一時ずっと小規模沿岸漁業は除くというやり方をしていたわけですね。

ところが、沿岸小規模漁業といっても、沿岸の全部が小規模じゃないんですけれども、だけれども、その沿岸漁業全体が先ほどおっしゃったとおり、インパクトが大変大きいということで、それも含めなきゃいけないということで含めなきゃいけなくなったというのが今までの経緯ですね。

その中で、決して私は小規模漁業に対しての配慮がなかったかということ、そうではなかったんだろうと思います。ただ、今の、先ほども出ていたとおり、漁獲枠の配分を巡ってそれが正しいかどうかというのは、これはまだまだ議論がたくさんあるので、これからよく議論しなきゃいけないし、今年の会議にも出てきているように、さらに小型魚を減らさなきゃいけないと。こういうときは誰が責任を持って減らすのかと。そうすると、やっぱり積極的に獲っている漁法のほうを減らさざるを得ないんじゃないか、それから大規模に獲っているほうを減らさざるを得ないんじゃないかということが出てくるということになると思います。

今のお話にあったコード・オブ・コンダクト、これは別にコード・オブ・コンダクトに限らず、ほかの条約でも何でも、そういう小規模漁業に対する配慮というのは必ず入っています。それは我々も必ず小規模漁業を全体の中で優先して考えるということは、間違いなくやってきたし、私は今はもう水産庁をやめちゃっていますから、水産庁のほうからおまえ間違っているよというんだったら、後で訂正すると思いますけれども、そういうふうにしてきたつもりです、私は少なくとも。

過剰漁獲能力の話というのは、これは大変大型の漁業種類については大臣許可ということで許可数を限定して、ずっと規制してきた。実は、でも私もちょっとある新聞に書いてもらいましたけれども、思った以上に漁獲能力以上に魚を探索する能力が非常に早くついてしまったおかげで、ヨコワを大量に獲って安く流通させるという実態がこの2000年以降出てきていたので、そこはやめようやというのは皆さんにも何度も言ってお話しして、言い過ぎたから沿岸のヨコワまで売れなくなったじゃないかと、去年怒られたんですよね。そういうことをやってきたつもりです。

漁船数のコントロールについては、一斉更新というのが5年ごとにあって、それでコントロールしながらやってきているし、これまでも何回も繰り返してきたところなので、こ

れからまだまだ、これ以上やる必要があるのかというところは、また今後議論していただければいいんじゃないかと思います。

ということで、決して余りずれた考え方で私はやってきたつもりはないんですけども、ただ、沿岸の中でも、これがまた議論があるところですけども、一本釣りだとかひき縄だとか、そういった部分については確かに小規模で、大変遠隔地でやっている漁業の方もおられると。ただ、そのときに問題点として起こってきていたのは、一時的に養殖原魚として売れるので、全然やっていなかった人まで、寄ってたかって南で獲り出したというのがあったんですね。それはやっぱりちょっとやり過ぎだから、少し抑えなきゃならないという問題があります。

それからもう一つは、定置、定置と言います定置は、場所によっていろんな定置があって、小規模で貧乏な定置ばかりかということ、そうでもなくて、大規模でかなりすごい定置もあり、マグロを専門に獲る定置というのもある。その定置は最近、先ほど説明でもしましたとおり、ある意味、最近になってマグロが入るようになり、そのマグロの評判も築地でもかなりいいので、ブランド化したマグロを獲るようになってきているような、そういう定置については、やっぱり管理というのはある程度必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

なかなか一口で言えないんですけども、先ほど藤田のほうから言ったとおり、実態を見ながら、できる限り小規模で困る人たちに対してはそれを優遇しながら、かつ管理が必要な部分については、管理をきちっと入れながらというきめ細かいことをやっていくしかないんじゃないかというふうに思います。

ご不満の点はよくわかるんですけども、それが今水産庁がやっている苦勞なんじゃないかと思うんですけどもね。何かつけ加えることがあれば、どうぞ。

(藤田管理課長) 現役が本来言わないといけなかったんですけども、すみませんでした。

おっしゃるように、非常に現段階では、管理そのものが手探りの部分がありますので、それについてはご不満といたしますか、ご意見は引き続き伺いながら進めていきたいと思っております。ただ、現段階で将来的に、これ以上削減された場合どうするんだという話を私の一存でこうしますとは言えないので、それはそういった事態が生じた場合には、やっぱりまたしかるべく庁内でも議論をし、関係者の方と議論をして、ご協力をいただけたらご協力をお願いしていくということになるかと思っております。

(参加者) もう一点、ぜひとも聞いておきたいことがありまして、やはり養殖に回る、供

給するヨコワですね、これは今年あたりは特に尾数が多いという、とても実感があります。

個人的には、供給はひき縄漁の方だけにして、やはりそこはまき網は遠慮していただくというのが、僕は個人的にそういうふうに思っているんですけども。その中で、ひき縄の場合は、漁協が数量を管理しているので明確に出てくるんですけども、どうしてもこれは信用するかしないかという話、そういう議論になってくるかと思うんですけども、まき網から供給を受ける場合、海外の例だと、ほとんどそれをビデオで確認するだとか、あと第三者機関をそこに入れるとか、いろいろなことをやっているらしいですけども、国内の場合はどうなんでしょうね。全くその辺が見えてこないというか、透明性に欠けると言えいいのか、ちょっとその辺を教えてください。

(宮原顧問) 一つだけ申し上げておかなきゃいけないのは、先ほども言ったとおり、養殖というのは非常に今厳しい状況にあります。それで、養殖原魚を確保できなくて、中小でくしの歯が抜けるようにどんどん落ちていくような状態が今起こってきていて、その中で大手の関係のところは何とかかんとかやるにしても、中小の人たちは本当に苦労している状態なんですね。

その中で、確かにひき縄の魚だけでうまくやればいいんですけども、ひき縄の魚じゃ足りない場合もあるし、ひき縄の魚じゃなくてまき網の魚を使うと1年飼う期間が少なくて済むんだよね。そういうことがあるから、いろんなものをバランスよく人工のやつも含めてやらないと経営ができないという事情がある。

片や、まき網のほうから見ると、今までみたいに生でたたき売っちゃうようなことじゃなくて、養殖魚にして売ると1匹それなりの値段になるので、獲る量を減らしてもまき網としては何とか耐えられるということがあるので、ある意味両方ともいいということでまき網の原魚というのを西のほうでやり出して、今やもうほとんど多分、養殖原魚しか獲らない状態になってきている。そのおかげで小型魚を減らすことが実現可能になったという、特に九州周りのまき網の事情があるので、そここのところはちょっと理解してもらったほうがいいんじゃないかなと思いますね。

今も話しているとおおり、これは全体の政策として見ると、養殖がどれくらいこれから経済的に生き残れるのかというのは、非常に難しいところなんですよ、最初の発言の方が言っていたとおおり。これは、水産庁は養殖の支援というのは余りうまくないんですけども、どうにかしないと本当に、要するに何かブリでだめで、最後に何とかマグロでと、みんなが思っているんですけども、ついにマグロも来ちゃったなという感じになってきているの

で、そこは養殖のほうは少し温かく見てやらないと、かなりきついんじゃないかなという感じを私は持っています。

(藤田管理課長) まず数字の紹介だけしておいたほうがいいかなと思いますが、参考資料の15というスライドに2015年の種苗の活け込み数をお示しをしております。

左側が天然種苗でして、94万8,000尾のうち40万尾と。人工種苗が54万8,000尾ということになっておりまして、両方使われているという実態にありまして、それでちょっと小さくて恐縮なんですけど、天然種苗の全国計40万尾のグラフの下のところに注2というのがありますが、注2のところに、ひき縄で24万3,000尾だと、まき網で15万7,000尾だということで、実数としては今そういう状況になっているということでございます。

あと、私が説明させていただきました資料の最後のスライド番号で47のところにございますように、実は養殖業者さんからいただく報告値と漁業者さんからいただいている報告値には差がございまして、特に一番大きいのがどちらかというところ、沿岸のクロマグロ漁業になっておりますので、隻数も多いので誤差が積み上がるとこういうふうになるのかもしれないんですが、この辺は我々のほうも問題意識を持って、この数値ができるだけ差が小さくなるように努力をしたいというふうに考えております。

(参加者) 私は毎年これをやるんだけど、私は今日は余り言わないですよ。今日はどれぐらい死んで、養殖を獲るとどれぐらい死んで、まき網で獲るとひき縄で獲ると、そして養殖へ持って行って飼って殺すのと、どれぐらいあるか、水産庁は知っているんですか。ひき縄がどれぐらい殺して、まき網がどれぐらい殺して。それで養殖をやっている人らがどれぐらいマグロを殺して、私はそれを言いたいんですよ、ただそれだけなんです。それがもし多かったら、直ちに止めるべきですよ。それでみんな放流するべき。以上。

答えてください。

(参観者) 死亡個体数に報告義務をつけないというのはどういうことなのか。

全くおっしゃるとおり、その中間が全く見えないんですよ、どれだけ落ちたものだけか。その落ちた個体数がどれぐらいあるのかという、その報告義務、義務化しないと、やっぱりだめじゃないですか。ただ、活け込みの尾数は毎年出てきますけれども、出荷は何年後に出荷されたものか、何尾出たかはわかりませんよね。個体数は重量で出てきますから。ただ、その中間の落ちというのは全くわかりませんよね。

(宮原顧問) けれども、活け込んだときの数量がはっきりしていれば、何匹死んだかはわかるわけで、要するに活け込んだときの数量さえ抑えておけば、それだけ自然界から取

り出されたんだから……

(参加者) だけれどもね……

(宮原顧問) だけれども、ひき縄で原魚にするときにひき縄で相当死んでいるという話があるじゃないですか。

(参加者) あのね、ひき縄で獲ってきて網で獲ってきて、養殖をやれば死んだやつで、養殖で飼ったやつじゃないよ、死んだやつで皆さんがどれぐらい、私なんか10年や5年ぐらいのマグロを捨てていくぐらいの数よりも多いと思いますよ、死ぬほうが。それでやっていけますか、近海マグロは。やっていけないと思いますよ。殺すやつでしょう、今生きているやつじゃなくて死んだやつ。それを調べてほしいんですよ。

私の友達がひき船をやっているんですよ、友達が田舎で。30匹釣ると上げるのは10匹ぐらいなんです。10獲ったら7匹なんです、30匹釣って。1匹3,000円でしょう。だから、小型船はみんな持っていくのは40匹釣ってきても売るのは8匹か10匹ぐらいですよ、死んでいて。だから、そこを私は言っているんですよ。網でもそうだと思いますよ。網の場合のほうがよく死ぬと思うよ、締めたときに死んで。そこを調べてほしいんですよ。

(藤田管理課長) 私の理解が間違っていたらあれなんですけれども、とりあえず漁業者の方には生きてるか死んでいるかは別にして、要するに獲った量をご報告してくださいという話で、我々のほうはお願いをしています。

それで、恐らく今言われている話は多分分解すると2つあって、釣ったり獲ったりした後には活け込まれる間に亡くなるというか、死んでしまって放棄されるという話と、あと入った後に養殖に活け込まれた後に脱落していくというんでしょうか、そういうものと2つあるんじゃないかと思います。

多分、後者のほうは活け込み尾数と出荷尾数の差というんでしょうか、そういうものを調べれば、一定の把握ができるんじゃないかと思います。

あと、我々のほうといたしましては、やっぱりそういった意味では、漁業者の方には正確なご報告をお願いするということと、あと活け込み尾数との差みたいなものを解析していくというんでしょうか、それで恐らく原因がいろいろ事情によって、漁業によって違うと思いますので、そういうのを引き続き我々のほうは、これはできるだけ縮めたいと思っているわけですから、勉強させていただきたいと思います。

(宮原顧問) あとひき縄のやつは前から話していた話で、前はすごく確かに多かったんですよ。それで、うちの開発センターで漁業者と協力して、それをどれくらい減らせるかと

いう話をやって、ある程度のマニュアルというか技術どおりにやると、今は8割ぐらいは生き残るといふところまで来た。ただ、今水産庁が言っていたように、それは我々と協力してやった人たちの話だから、ほかの人たちがどれくらい落ちているかという話は、実は報告にはまだ上がってきていなくて、そこは本当は、だから県なり何なりに頼んで、現地で調査してもらわない限りは数字は多分出てこないです。

ただ、沿岸のひき縄業者の人たちも、やっぱりそこはやっちゃいけないと思っているから、減らそうという努力は我々と一緒にはしているんです、そこは。

(参加者) 大手4社が飼ったやつの中に、新聞報道で出た、テレビ報道で出て、何千万匹も、あれは私らは20年生活ができますよ。殺したやつで、大手が獲られた、新聞報道でやられたもので。

だから、殺すなどとは言わないけれども、死ぬものを飼ったって、あれは稚魚を盗んできて生けすに入れて大きくするんだから、そうでしょう。大きくしてもらわなくてもいいじゃない、稚魚は、放流してもらったら。だから、死ぬほうが多い、獲るより。それは水産庁さん、何とか努力して漁業調整課の黒萩さん、何とかないですか。

(黒萩漁業調整課長) 海から盗んできてという話はちょっとどうかと。養殖業者さんがちょっとかわいそう過ぎるような感じがしますけれども、普通、天然海で採苗したものを管理しながら養殖で残すわけだから、一方的に養殖が悪いということはないとは思いますが、確かにさっきおっしゃったように、漁獲した後の脱落の部分が、ちょっとグレーな部分があるという指摘や、養殖業者も努力しているんだと思うけれども、その間でへい死してしまうのがわかるようなふうには努力はしていきたいとは思いますが、まき網の方々に遠まきの方、どれぐらい自分らが巻いたときに死んでいるかということについてはおかないといけないんじゃないですか。そんなに死んでいないでしょう……。

養殖用種苗をとっておられるまき網の方々は、発言されたほうがいいんじゃないですか。

(参加者) 今、ひき縄種苗のへい死の話が先ほどからずっと出ておりますが、ひき縄漁業者の名誉挽回のために一言だけ言っておきます。

私達も十数年、ひき縄から種苗を仕入れておりますが、養殖を始めた当時は、私達もひき縄漁業者も技術が余りなくて、半分ぐらい死んでいた時期もありましたが、今現在では、私も今年は活け込みが終わりましたが、ひき縄漁業者から私達が生けすに活け込むときは97、8%の活け込みをやっております。

だから、そういう極端な誤解のあるような話をしていただいたら、私達養殖漁業者、

そしてひき縄漁業者にとっても大きな名誉毀損になりますので、そこは自重してお話をしただきたいと、かように思います。

以上です。

(参加者) いや、誤解されたらちょっと困るので、僕は対馬に行って、よく見てわかっていますから。

なぜ釣りの漁業者のものは透明性が高いかといったら、死んだものも出荷するからわかるんですよ。要は、どれだけ海から上げたかというのがわからないのが、やっぱりまき網の部分だと言えば、まき網の方から今ちょっとお話を伺いたいんですけども、その辺なんですよ。

釣りは、もう確かに僕も見えてきてわかっています。生存率もいいというのも知っていますし。だから、ちょっとまき網さんのほうから、本当にその辺を答えていただけるのであれば、ひとつお願いしますよ。

(参加者) まき網のヨコワは大きさが3キロありまして、ほとんど死にません。生かしたまま養殖業者の皆さんに買ってもらっております。

(司会) そうしましたら、この件については、いろいろ込み入ったお話も一通りございましたけれども、一旦ここでまた別の方のご発言を求めてよろしいでしょうか。

(参加者) 毎年来るんですけども、毎年同じ話なんですけれども、今説明があったのも、低加入とか緊急措置も低加入が続いたときとか、低加入が続けば50%削減もとまってしまうとか聞く中で、産卵期に子供を産ませないというのは、どうも腑に落ちないんですよ、僕たちも。

私たちは、漁業者と遊漁船の方も協力して、3年間の6月、7月産卵期の禁漁をやっています。今年も禁漁で1匹も獲りませんでした。そこをちゃんとしたデータというか、獲っている量とか、これ以上獲ったらだめな量とか、そういうデータもないままにWCPFCとかでも議論されないというのが、ちょっと僕はどうなのかなと。

日本国内のEEZ内にしか産卵場がないので、北小委員会で話されないのかなとは思っていますけれども、それならそれで日本国内で、そこをちゃんと調べて議論していったほうがいいんじゃないかなと思います。

(藤田管理課長) すみません、ちょっと不十分かもしれませんが、まず産卵期の話につきましては何度もお答えをしていますけれども、ISCの資源評価に基づいてWCPFCで資源管理措置が決められているというのがあって、我々としては皆様方にお願

るところは、それに従った形でお願いをさせていただいています。

一方で、禁漁とかまではされていませんけれども、日本海でも例えば8月はもう自粛されていると、まき網さんですね。また、そういう自主的なプラスアルファでの取組みというものを、我々は全然否定をしているわけではなくて、そこは評価はしていきたいと思っています。ただ、行政機関として、ある程度皆様方に同じレベルでというんでしょうか、こういうふうにしてくださいと言えるものというのは、やっぱり一定の根拠を有するものでないと、なかなかお願いができないというところはありますということでございます。

(参加者) 私もやっていないとかやっているとか、それが悪いとか言っているわけじゃないので、そこは勘違いしてもらったら困るんですけども、それとそのやってやる量がいいのか悪いのか、そこの評価ですよ。僕たち漁業者にはわからないですよ、それは。宮原さんが研究されておられるので、そこら辺を何かもっと透明性のあるというか、わかりやすい研究なりをして、獲っていい量を決めていったほうが資源に優しいのではないかと思うんです。

(宮原顧問) 産卵期の保護の話というのは、クロマグロ類については、もうある意味生物学的にそこをどうしても締めなきゃいけないという理由はないんですよ、去年からお話ししているとおり。実際に、地中海では一番産卵の真ただ中だけあけているんですよ、期間を。物すごい、今からこれから余りにも短いから、多分長くしろという議論になってきます。来年はもう2万3,000 t 獲るのにあんな時間じゃ無理だという話が出てくるかもしれない。もともとまき網が多過ぎたという問題もあったんですけども。

片やメキシコ湾は締まっていますが、メキシコ湾は政治的に締められたんです、あれは。なぜ締めたかという、当時、日本のはえ縄船が大量にメキシコで操業していたから、それで締めた。

そういう中で、日本海の産卵期の魚というのは、だから本当は、去年もお話ししましたがけれども、産卵期が近づいて産卵期に入っている、あるいは産卵期を超えた魚というのは、獲っても本来的には価値がないのであれば、そんなときはやめたほうがいいと私も思っています。

それは、これからまた獲れ方が今年も変わってきたし、実はもっと大きい魚が違うシーズンに獲れるようになってきたわけ、30キロ以上のやつが。そうすると、皆さんが一番懸念されている、何となく気持ちが悪くてやっぱりやめたほうがいいんじゃないかと思って

いるところについて、もしかしたらそこら辺について、また新たな期間禁漁みたいな話というのは、もしかしたら出てくるかもしれませんね。

ただ、それはやっぱりどういうふうに獲るべきかというのは皆さん方で議論してもらわないと、大人の魚を間引く以上は同じ資源インパクトがあるので、これは前々から言っているとおりの、1月に獲ろうが3月に獲ろうが、大人の魚を殺していることには変わらないので、大人の魚を獲る量をどう制限するかというのは、これからの大きな課題です。それは産卵期であるかないかにかかわらず、これからどれくらいやらなきゃいけないのか。

それから、間違いなく最初にお話ししたとおりの、資源管理の効果が出だしました。50キロ以上から90キロというやつが獲れるようになってきました。もしかしたら来年はもっと大きいのが獲れるかもしれない。それについてどうするんだという話が、まだ出てきていません。メキシコ側は、今もう獲りたくて獲りたくてしょうがない。それを押さえ込まなきゃ本当はいけないのかもしれないし、逆に言うと、でも小さいのを獲るのを控えたんだから、小さいのを獲るのを控えた結果として、資源管理の結果として出てきた大きい魚を獲れるようにするのが当たり前じゃないかという考え方もあるので、ここをどうするのかというのが、実は来週の議論ではかなり伯仲するんじゃないかというふうに思います。

毎年どうも議論がかみ合いませんけれども、多分、言っておられるような方向に、これから多分操業形態が変わるといような感じは、私はしますけれども、かといって科学的にどうしてもここを締めなきゃいけないんだという理由は出てこない、残念ながら、ということです。

(参加者) 今の関連質問ですけれども、今年初めて塩釜に3回ほど来ていただきまして、内臓と卵と頭の検査で、今まで私も何十年しているんですけども、初めてなんですよ、北部太平洋で。なかなかその検査をするのに、内臓をとってもらえない。普通なら海に投げってきましたね。まき網でないと、その内臓をとってこれないので、塩釜に3回ほどいろいろ来て研究がなされました。

その中で、やっぱり我々も水揚げしていて、先ほど言われましたように、何だもう少し後から獲ってくれば脂が乗って高いのになというように、そういう心を持ちながら、そういう研究をなされていて、今度水産庁でやっぱり漁獲がある程度決まっているので、付加価値のあるような魚の獲り方というんですか、その辺のほうも我々もそうなんですけれども、そういう形でちょっと期待はしているんですけども、ようやと北部大西洋でもそういう、この間、我々も漁獲の関係で宮城県の県庁に行って日本海の数量が大きいのはな

ぜかとお聞きしましたら、やっぱりもう10年間も2,000 tから1,500 tにして、産卵時期は獲らないというのをもう10年前からそうやって研究されておりました。というのを初めて聞きました。我々そんなことを考えたことは……考え方もなかったし、太平洋がちょっとここ数年間獲れなかったので、漁獲規制なんというのにも必要ないなというような感じで四、五年前は思っていました。

ただ、ここ二、三年はマグロ漁が非常に好調でありまして、やっぱりそういうのが見ると、今から本当に我々も真剣になって、そういうことも考えていながら、来年どういう漁獲制限でどのようにするのか。今回はオリンピック方式で、あと8月になったら1カ所20 tという制限がなされました。そこらをもう少し発信として、我々にわかるように、これはこうですよというような形で言っていただいて、我々の市場として、その最盛期にもう獲り過ぎてマグロが上がらないというと、市場の経営も非常に大変ですし、そういうことを我々、私は期待しております。

以上です。

(宮原顧問) 私もまさにおっしゃるとおりだと思うんですね。せっかく限られた量を獲るんだから、一番高いように獲るべきなのであって、それは計画的に今から獲るべきなんですよ。大きい魚が獲れるようになってきましたから。それはやっぱりまき網業界の中でも考えられればいいし、水揚げをどうやって計画的にするか、そこはある程度計画性を持ってやっていったほうがいいと思いますし、そういうのは計画が出てくると、ほかのマグロを生産している人たちも、どういう出荷体制にするのがいいのかというのがわかってくるわけですね。初夏に生のまき網ものがばんすか上がるときに、何で出荷するんだという話になりますから、そういうことはこれから計画性をどんどん高めるべきだと私も思います。

(司会) 関連しまして、まき網業界の方で、もし何かコメント等がございましたら。

それでは、この場で特段ないようですので、そういったご指摘があったということを経録にとどめさせていただくということでよろしいでしょうか。

(参加者) 私たちは、いろいろな方面に問題提起をしてきたと思うんですけれども、私たちの会というのは、やっぱり産卵期の漁獲制限が必要じゃないかということ、ほぼそれだけを訴えてきたんですけれども、先ほど言われたんですけれども、F A Oの採択された中に、産卵場のような最重要な全ての生息域の保護というのが書いてありますよね。日本海の産卵場と言われるところでは、業界の自主規制が2,000 tから1,800 tにちょっと下げら

れたんですけれども、それでその規制で1,800 tの漁獲で、これから資源が増えていくのかというのが頭にありまして、いろいろなまき網の方とも5月に話をしたんですけれども、やっぱり水産庁と同じように資源は回復傾向にあるというお話を聞きました。

私たち沿岸の漁業者が考えている資源量に対する量と、まき網の方、水産庁の方々、さつき宮原さんもおっしゃったんですけれども、回復傾向にあると。私たちは回復傾向には、増えているという実感がありませんよ。よく言われるのが、地域の問題である、壱岐は時期がずれているんじゃないかとか、温暖化の影響で回遊してこなくなったんじゃないかということと言われるんですけれども、何かそれが悔しくて、では全国の人に聞いてみようということで、4月に壱岐でマグロサミットというのを開催したわけですよ。水産庁のほうにもまき網関係の人にもご案内したんですけれども、結局集まったのは沿岸の人たちだけで、でもその中で共有できたのは、青森の大間でも沖縄の石垣島とかでも千葉とかでも、沿岸の人たちは増えていないということをもみんなで共有することができたんですよ。

だから、壱岐だけの問題ではなくて、沿岸の人たちというのは漁獲能力が低いですよ。その地域だけでしか獲れないですよ。でも、まき網は行くところに行き獲れるじゃないですか。今は何か産卵場も北のほうに移動しているということなんですけれども、私たちはそこに行き獲れないし、回ってくる魚しか獲れないんですよ。

だから、緊急ルールとか、仮に加入が少なかった場合にとるとおっしゃっているんですけれども、その前に予防的な措置というんですか、それをとっていただけないかなと思うんですよ。2012年ぐらいまでには、まだクロマグロの資源は大丈夫ですよと言われたのにかわらず、次の年には15%削減なり、その次の年にはもう50%になる。そうなる前に予防的な措置をとっていただきたい。

みんなで禁漁しましょうじゃなくて、お互いの漁業が折り合えるところまでで、どこかで接点を見つけて、そこまで下げることができないかなということをつくづく思っています、今日みんなの前で皆さんに考えていただきたいなと思っています。

(藤田管理課長) マグロサミットの件につきましては、ご案内をいただいていたんですが、割と急だったのと4月の人事異動の直後だったというので、対応できずに大変失礼をいたしました。

皆様方と意見交換をする機会というのは、我々は全然ヘジテートしているわけではありませんので、機会がうまく合えば、いろんなどころでお話をさせていただきたいなと思っています。

今、非常にある意味前向きな提案をしていただいて、非常にありがたいというふうに感じました。要するに、同じ業界で今後本当に削減しないと、さらに削減しないといけないというときに、やっぱり関係業界で話し合いをしながら、どういうふうにやろうか、検討しようよということだと受けとめましたので、非常にありがたいというふうに感じました。そういった意見を踏まえながら、我々は皆様方との対話なり調整の機会というものをつくらせていただきたいというふうに思います。

(宮原顧問) ちょっとだけど、あれですよ。私はちょっと言い過ぎかもしれなかったけれども、やっぱりいい兆候は見えてきているというのはあるんじゃないですか。それで、去年も冬場からヨコワは結構獲れたんですよ。養殖業者はそれで一息ついたんだよね。山口周りからのヨコワが入ったおかげで。

今年は皆さん、いいことは余りしゃべらないですよ。うまく獲れてもうかった話は余りしゃべらないんだけど、やっぱり北の定置は今年すごかったですよね、今年というか、春先の大型魚はいい魚が随分築地に来ていたんですよ、噴火湾というやつね。やっぱりやるだけの効果というのはあると思うので、おっしゃるとおり、まだまだやらなきゃいけないし、本当は多分もっともっと小型魚を抑えれば、もっと効果が早く出てくるかもしれないですね。

だから、これはどうするのかというのは、またこれから今日も科学的には説明していましたが、また皆さんと相談だし、そのときに獲り方をどうするのかというのが、また大型魚が増えてきたら獲り方をどうするのかというのは、皆さんとよく話さないともまずいことなんだろうと思うんですよ。

実際にもう獲れてきちゃって、50キロ、90キロの魚が結構この春5月以降、6月とか7月に結構出ていましたので、これはどうやって獲っていくのかですね。また、皆さん方と考えるべき時期にあるし、やっぱり量よりは獲って何ぼですから、そこをうまく各地の方々が、今いろんな沿岸漁業、まき網も含めて獲り方を計画性を持ってやるというのは、これは大変大事なことだと、繰り返しになりますが思います。

(司会) では、先ほどの方、お願いします。

(参加者) 今日はたくさんの方、はえ縄漁業者を従事する県の方も見えているんですけど、余り声が出ないので発言しておきますけれども、はっきり言わせて、マグロはえ縄漁業者によるクロマグロの水揚げも、この10年来ずっと最低水準が続いております。決して増えておりません。特に今年なんかは、この10年間の中でも特に少ないほうなんで

す。だから、クロマグロが回復しているというのは、もうマグロはえ縄漁業者にとっては、これは本当に、決して信じられるものではないんです。

それと、産卵場所で漁獲するクロマグロの影響が、余り科学的に実証されていないということなんですけれども、今から言う私の話は余計に信じてもらえないかと思うんですけれども、日本海の産卵場所でまき網によるクロマグロの漁獲が大量になってから、太平洋側ではえ縄漁業によるマグロの漁は減っております。これを実証しろというのは、かなり難しいというよりも、因果関係は決してないと言われるほうが、皆さん聞く方はそうお思いかもしれないんですけれども、数量的にはデータの傾向はそういう傾向が出ております。

だから、マグロはえ縄漁業者にとっては、このクロマグロの漁獲の回復というのは、本当にすごく期待しているものですし、特に春先の和歌山沖で獲れるクロマグロは、全国のはえ縄漁業者の楽しみの一つでもあるんです。そういう人たちがクロマグロが回復してきたなと思えるような時期が来るように、漁獲規制というものを進めていただけたらと思います。

以上です。

(藤田管理課長) ありがとうございます。

私もそうですけれども、隣の黒萩もマグロの漁業を担当していたことがございまして、近海のマグロはえ縄で過去に随分、どちらかという冬場だったと思いますけれども、少し南のほうに下がってクロマグロを獲っていたということは存じ上げておりますので、今後やっぱり資源がだんだん増えたときに、皆様方がそういう恩恵にあずかれるようにという思いはよくわかりますので、今後ともちゃんと資源が増えるように努力をいたしたいというふうに思います。

(参加者) 今まで定置の関係で、藤田課長さんとはいろいろお話を詰めてきたところでございますが、私は同じことを言うようでございますけれども、やはり岩手県は、秋鮭が主力でございまして、これはふ化事業でつくり育てる漁業がもう確立しております。これが主力でございまして、この時期が一番10、11、12、1月はちょっと超える、その時期をこの規制ということで、オーバーということで網上げとか休漁させるということは、これは絶対不可能でございまして、その辺は肝に銘じて避けていただきたいと思います。

いろいろホールの中でオーバーの場合云々という、ちょっとそういったところまで話をお聞きしていたんですけれども、課長さん、あの話は何か進んでいますか。

(藤田管理課長) ちょっと先ほども申し上げましたけれども、日定置の協会のほうでチー

ムを設けて検討していただくということが決まりましたので、そちらのほうに私どもも参加させていただいて、少しもうちょっと具体的に恐らく定置の話は、地域ごとに実態が、時期も違うしサイズも違うし、ほかの魚との獲れ方も違うので、そういうものを組み合わせた上で仕組みを機能させないと、そういうオーバーしたときの仕組みも機能しないと思いますので、そういったことはやはり皆様方、現地のことをよく知っておられる方の意見を聞いて、煮詰めていきたいというふうに考えております。

(参加者) うちのほうは、マグロの定置じゃないわけですので、たまたま入ってくるので、それを規制の対象にされて、オーバーで操業中止というようなことが本当に一番困るわけですから、あとのいろいろな方法論には従っていきます。

だから、いい方法をお考えの上、示していただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(司会) はい。関連してですか。

(参加者) すみません、もう一点言わせてもらいます。

青森県は、大間マグロで有名であります。あそこは津軽海峡でありますし、また私が住んでいる日本海の久六島は本当に好漁場であります。その中で一本釣りは、昨年もう規制枠をとったということで、漁業者は全船休みました。

ところが、遊漁業者は毎日のように出て、かなりの漁獲をしております。東京からもボート2隻ぐらい、うちのほうの地先に来ておりますよ。今はもう通信、情報が早くて、ものすごく釣れるということで、漁業者が釣れなくて、遊漁業者が幾らでも釣る。地元の組合長は何をやっているの、そういう怒りの声がものすごいんです。この遊漁業者に対する考え方というのはどうなんでしょうか。

(藤田管理課長) 私が36のシートでご説明申し上げましたように、現段階では皆様がやっ
ていただいている取組みも自主的な措置ですので、そういった意味で、遊漁者の方には同じような操業形態というか、釣りの漁業者の方が自粛せざるを得ないという状況のときには同じように協力してくださいということで、呼びかけをさせていただいているということ
とでございます。

今後、公的な規制のときになりますれば、それは当然またちゃんと調和というか、仕組みの中に入れていかないといけないんだと思うんですけれども、そこはただ確かに工夫をしないといけないところでありまして、おっしゃるようなことについては、問題意識を我々のほうも共有をしております。

(参加者) やっぱり早く遊漁業者に何らかの形できちんと伝達してほしいですよ。

(司会) ご意見として賜りました。

そうしましたら、大分時間も押してまいりました。また毎年……

(参加者) 若者の話を聞いてもらいたい、若いやつ話を聞いてもらいたい、若い漁師。

(司会) はい。それからその後また別の分野ですとか、別の地域の方なども含めて、お受けしたいと思います。

(参加者) いいですか。全然違う内容だったんですけども、いいですか。

(司会) はい。

(参加者) 沿岸漁業をやっています。さっきから何となく希望的観測というか、増えている、増えているという話で、漁業者の実際は増えていないんじゃないかという話。僕は漁師をやって12年なんですけれども、昔は僕の地元でも300キロ級の大きいマグロがいっぱい獲れていたんですけども、僕は漁師になって12年間、ただの1匹も見たことないですし、ただの1本も獲ったことないんですよ。

できることなら、そのクロマグロ、大きいマグロを釣りたいなと思って、こういう活動をいろいろ、資源保護の活動もこういう会議にも参加させていただいているんですけども、実際に根拠があって、50キロから90キロのマグロがこの規制の効果によって増えたという、証拠と言ったらちょっと大げさですけども、これを続けていけば大丈夫だという、僕らが信じられるような根拠というものを1つ教えていただきたいのと。

この先10年続けて、僕らはいろいろ沿岸漁業の立場から訴えてきたことはあるんですけども、どうも何か、のらりくらりかわされているという印象が少なからずあるんですね、これは言葉はよくないですけども。全部、沿岸漁業者の僕らの言うことを聞けとは思っていないにしても、今までのらりくらりやられてきたというそのイメージもあるものですから、この先10年、歴史的な中間水準までいかなかった場合に、僕らが将来大きなマグロを獲れなかった場合に、誰がどういうふうに責任をとっていただけるのかというのをちょっと教えていただきたいんですよ。

(宮原顧問) ちょっと今、水産庁の現役が考えている間にお答えを少し言いますが、今日の説明の最初のほうに私からしたと思うんですけども、90年代半ばから、またすごくたくさん小さいのを獲っているわけですよ。これはやっぱり誰が見てもやめなきゃいけない部分なので、それをやめ出したのがこの3年ぐらい、ようやく。去年ようやく半減するところをやったわけだけども、これを続けてできれば、もっと深掘りしてやってい

けば、それは多分大きいものが出てくると思います。

こういう50、90の話は、今数字としてまだ出てきていませんけれども、これから数字の統計として出てくるだろうと思うし、メキシコも報告すると言っていましたから、今年の見回りが急に増えたという話ですね、そういうやつは出てくると思います。

ただ、それはやっぱりやって、要するにそれだけ長い間小さいのばかり獲っていたのを、こここのところ3年、4年の世界ですから、そう簡単にはなかなかおっしゃっているようには回復してこないんだと思いますし、目に見えて、それこそ今話された方が12年漁師をやっている間、ずっとその状態だったのが最近そうなのですから、すぐはその結果が出てこないというのは、そう思います。

ちょっとまた、期待だけ持たせてこの野郎、後でうそだったらどうしてくれるんだよというのはよくわかるんですけども、その結果が出るまでは少なくとも仕事を続けていようと思いますので、まだ出ないぞと毎年文句を言ってもらって結構ですから、それは何とか、一緒に大型魚が戻ってきたという状態と一緒に見たいと私も思っています。

(太田審議官) ずっと話を聞いていて、最近いい兆候があるという話が、ちょっと過剰に反応されているようなところがあると思うんですけども、最初に説明したように、現実としては2つあって、1つは2010年に底を打って資源は徐々に増えています。でも、依然として資源水準というのは歴史的最低水準に近いという、それはもう厳然たる事実なので、我々は全然資源がよくなったとか、そういうことを言っているわけではなくて、非常に底に近い状態で、引き続き努力を続けなきゃいけないという状況に何ら変わりはないわけです。

だから、そここのところは、一部のいい兆候があることをもって水産庁なり、このひな壇に座っている人間が資源がよくなった、よくなったと言っているわけではないことは、そこは明確にしておきたいなというふうに思います。

それと小型魚の話が出ましたけれども、私のプレゼンの中でも言いましたけれども、さっきの97%小型魚を獲っているという構造を変えない限りは、あるところで資源の増加というのはとまってしまうんですね。それは加入がぼこっと増えた場合はそうはならないですけれども、今の加入が続く限りにおいては、おのずと限界が見えてくるので、そこはやっぱり小型魚を減らして大型魚にシフトすることにしないと、皆さんがハッピーな状況にならないと思うんです。

そこは小型魚を減らして大型魚を獲らせるということについて、すぐに、では日本海で

産卵親魚を獲ってもいいのかということと結びつける人がいらっしやいますけれども、それはあくまでも程度問題であって、基本的な方向として、小型を減らして大型を増やさないと、バラ色の将来というのはなかなか見えてこないんです。これはもう科学的にそう言わざるを得ないので、そこはのりくらりとだまされているというふうに思われるかもしれませんが、我々行政官は、あくまで科学的な根拠に基づいてものを言わなきゃ仕方がないので、事実としてはそうなっているというふうにご理解ください。

それと、10年たって、そのとおりにならなかったらどうするんだということを言われましてけれども、別にこれは10年間何もしないと言っているわけではなくて、資源評価というのは2年ごとにやるわけですから、その新しいデータを加えて資源評価を見て、計画どおりに増えているかどうか、計画どおりに増えていなかったら、そのときはもちろん追加的に何かをしなきゃいけないということになるわけですから、それは2年ごとに状況を見ながら必要な補正を加えてやっていくということとして、最終的には中間目標が達成できるように皆さんの理解も得ながらやっていきたいと、そういうことでございます。

(参加者) 浜は、それに対して通達が来るのがすごく遅くて、浜同士のいざこざとか、行政から全然伝達のスピードが鈍いものですから、今、浜の抱えているジレンマというのがある中で、時間差でまた2年後に変わった、また資源評価して変わったとなってくると、すごく混乱するんですよ。

その混乱に対して、もうちょっと細やかなといいますか、すごく大変なのはわかるんです。わかるんですけれども、最後は結果、今回の規制を導入した際も浜に投げられたという実感があるので、それがのりくらりという言葉に、表現になっているんですよ。

事実100%いたものが2.6%しかいないよと聞いたら、普通はみんな危機感を持つと思うんですよ。その2.6%に対して今これからとか今後とか、そういうのがすごく、本当にこの人たちに任せて大丈夫なのと、90年代に小型魚を獲って、獲り尽くしてあのやり方はよくなかったよというのを規制できたのがここ三、四年だと言っちゃっているような資源管理のレベルで、果たして10年後に僕らはマグロを獲っていただけるのかなと、そういう話です。

(太田審議官) まず1点目なんですけれども、私は今年からこの太平洋クロマグロの話をやっているんですけれども、大西洋とかインド洋とか、ほかのマグロは全部やったことがあるんですけれども、太平洋クロマグロは初めてなんです。

それでやり始めるようになって、ほかと大きな違いがあるなと思うのは、国際的な物事

のスピードに対して、まさに今おっしゃられたように、国内的な説明のスピードが追いついていないなどというのはものすごくやっぱり感じていて、それはなぜかという、例えば大西洋のマグロの場合は、基本的にははえ縄漁業者とだけ話をしておけばよくて、非常にコミュニケーションが容易なんですけれども、太平洋クロマグロの場合は、漁業者団体が幾つもあって、日本はあらゆるところでクロマグロを獲っていて、そういう人たちに国際的な動きをきちんと正確に伝えるということは、これはなかなか簡単じゃないんですよ。

それで、水産庁の人間もいろんなところへ行って説明会とかをやっていますけれども、それにもかかわらず全員来てもらうわけじゃないですから、そういう何が起きているかわからないということをおっしゃる方が出てくるのも、これは仕方ないと言ってしまうと怒られますけれども、避けがたいことなのかなと。

そうは言いながらも、水産庁としても、やっぱりそういう正確に何が起きて何が起こるのか、何をしなきゃいけないのかみたいなことを、きちんと皆さんとコミュニケーションを図りながら、できる限りの理解を得ながらやっていきたいという気持ちは、これは非常に強く持っておりますので、そのところは引き続き努力したいなというふうに思っております。

(参加者) よろしくお願ひします。

(司会) そうしましたら、この会議ですけれども、会場の都合もありまして、4時半までということで会場の都合もありまして、ご案内をしておりました。

進行がたつたなく、時間が押しておりますけれども、最後に1つか2つ受けたいと思ひます。

では、お一つということで、そちらの方、お願ひします。

(参加者) 今日は、質問を預かってきました。預かった文面のまま読ませていただきます。

今年の6月から8月にかけて1,000 t前後のクロマグロが宮城県の塩釜港に水揚げされています。1990年代は生クロマグロの水揚げ日本一だったが、その後どんどん水揚げが減り、2008年には水揚げ0 tだった。しばらく低迷していたが、昨年からは漁獲が回復傾向にある。これは資源が増えているのか、という質問。大西洋から戻ってくるには、アベレージサイズが大き過ぎるといふ質問です。

それともう一つ、8月上旬に抱卵しているという情報がありました。それを確認しようと塩釜港に問い合わせても、返事がありません。水産庁はどのくらいのクロマグロが抱卵していたかを調べていますか。知っていたら教えていただきたい。もし抱卵していたら、

産卵場所も北上しているのではないか。もしくは昔からそのあたりも産卵場所だったのではないか。また、1990年代に水揚げされていたマグロに関しても抱卵していたのか。もし知っていたら教えていただきたい、とのこと。

(中野所長) 数量的なことを全部お答えできるわけではないんですけれども、塩釜の水揚げに関しましては、うちの研究所の職員が調査に出かけておりまして、それで先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、卵巣とかのサンプルをいただいております。

それで、クロマグロの産卵に関しましては、今はちょっと資源が減少して産卵場という石垣周辺と日本海というふうに言われていますけれども、やはり資源規模でかつて太平洋岸の伊豆諸島とか、そういう沖合でも、シラワキとか産卵行動が観察されたことがございます。

それから、日本海でも北海道の渡島沖で、シラワキで産卵行動が観察されたとか、太平洋でも抱卵個体は過去サンプリングされていますし、観察されています。それで、やっぱり産卵場というのは、沖縄周辺から日本周辺にかけて、だんだん水温の上昇に伴って南から北に北上していくということで、今ちょっと産卵場も縮小していると思いますけれども、資源の大きさによっては、今後も太平洋沿岸でも抱卵個体というのが出現してくるんじゃないかというふうに考えています。

(司会) よろしいでしょうか。

それでは、まだまだご発言されたいことがあろうかとは存じますけれども、大変恐縮ですが、会場の時間の都合上、本日の意見交換のほうはここまでとさせていただきます。

それでは最後に、資源管理部長の浅川から一言閉会のご挨拶を申し上げます。

(浅川資源管理部長) 本日はお疲れさまでした。

水産庁ほかから、太平洋クロマグロの資源状況や管理の方向性について、本日はご説明をいたしまして、会場の皆様方から本当にいろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。

この太平洋クロマグロの資源管理なんですけれども、国際的には厳しい約束が課されて、それを守らなくちゃいけないという中で、国内ではいろいろな漁法で獲っている方がいらっしゃいますし、また養殖や流通、消費地といったいろいろな裾野の広い中で関係者が非常に多うございます。そういう意味では、とても難しい資源管理だと思っておりますけれども、何せ昨年始まったばかりで、我々も試行錯誤をしながらやっているというのが現状でございます。

2年目で見直すべきところは見直しましたがけれども、また折々に触れて皆様からご意見をいただいて改善をしていきながら、それぞれの地域で実行しやすいような制度をつくりていきたいと思っておりますので、また、こういう場でなくても遠慮なくお聞かせをいただければと思います。

太平洋クロマグロの国際的な動きとか生産現場の取組みについて、本当に今日ご参加された方も含めて、漁業関係の皆さん、今日いろいろ知ったという方も多と思いますけれども、またご理解を深めていただいて、ご協力をお願いしたいと思いますし、また漁業関係以外の皆さんにおかれましても、こういう状況なんだということをご理解いただきまして、引き続き政策にご協力をいただければと思います。

本日は長い間、本当にありがとうございました。

(司会) それでは、これにて閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時32分 閉会